

第5期



© 宮城県・旭プロダクション

宮城県 食育推進プラン



宮 城 県

第5期宮城県食育推進プランの策定にあたって



我が県は、豊かな自然に囲まれ、海・山・大地の育む食材に恵まれた「食材王国」であり、多彩で豊富な食材を生かした郷土料理や優れた伝統的な食文化が育まれ、継承されてきました。

一方で、東日本大震災や令和元年東日本台風など多くの災害に見舞われ、命を支える食生活が脅かされることもしばしばありました。また、近年のライフスタイルや食に関する価値観の多様化に加え、世界的規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の発生、気候変動の影響などで、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変わってきています。

県では、平成18年に「宮城県食育推進プラン」を策定して以来、社会情勢の変化等を踏まえた改定を行いながら、市町村や関係機関、団体等の皆様と連携・協働して食育を推進してまいりました。その結果、幼稚園、保育所、学校等における子どもの食育や、みやぎ食育コーディネーター等による地域での活動など、様々な食育の取組が着実に広まってきましたが、朝食欠食者の割合など、改善すべき課題は引き続き残されています。

このような状況を踏まえ、食育推進の取組をより充実させ、県民の皆様が生涯にわたり健康で心豊かな生活を送れるよう、このたび「第5期宮城県食育推進プラン」を策定いたしました。

本プランに基づき、健全で豊かな食生活を次世代へ継承していくため、子どもや若い世代を対象とした取組を引き続き重点的に進めるとともに、食育や健康的な食生活を実践しやすい環境づくりにも力を入れ、一人一人が自らの食に関する考え方や正しい知識、郷土の食への愛着を持ち、健やかに宮城で暮らせるよう、食育の推進を図ってまいりますので、県民の皆様の御協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御協力をいただきました宮城県食育推進会議の委員をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

第5期宮城県食育推進プランの概要

計画期間

令和8年度～12年度

基本目標

- ◆県民一人一人が、食を生きる上での基本として捉え、健全な食生活と心身の健康増進を目指します
- ◆多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します

重点施策

重点施策1

食育を通した健康づくり

Plan 1 生涯を通した健康づくり

- ・第3次みやぎ21健康プランの推進
- ・子どもの基本的生活習慣の定着促進



Plan 2 健全な食生活の実現

- ・望ましい食習慣の形成と実践促進
- ・食卓を囲んだ食育の推進
- ・給食を通した食育の推進

重点施策2

「食材王国みやぎ」の理解と継承

Plan 3 農林漁業への理解と地産地消の推進

- ・農林漁業体験等による産業への理解促進
- ・地域食材への理解と愛着の醸成
- ・給食等における県産食材の利用推進
- ・農産物直売所の活用による生産者と消費者の交流推進
- ・食品ロス削減に向けた啓発活動



Plan 4 食文化の継承

- ・地域における継承活動への支援
- ・給食等における郷土料理や伝統的な食文化の紹介

重点施策3

食の安全安心と非常時への備え

Plan 5 食の安全安心の推進

- ・食の安全安心に関する知識の普及
- ・食品表示の適正化の推進
- ・食の安全安心県民総参加運動への参加促進



Plan 6 非常時への備えの普及啓発

- ・家庭における備えの普及啓発
- ・給食施設における備えの促進

重点施策4

食育を実践しやすい環境づくり

Plan 7 食育支援ネットワークの強化【変更】

- ・食育推進ネットワークの強化
- ・子どもや若い世代への食育推進体制の強化
- ・食育に関わる人材の育成・活動支援



Plan 8 食育を実践しやすい環境づくり【新規】

- ・情報アクセスの向上
- ・食品アクセスの向上

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	3
4	本県の食を取り巻く現状と課題	4
5	第4期計画の評価	12
6	食を取り巻く新たな視点	17
7	第5期計画の構成について	18
8	基本目標	18
9	重点施策と目標指標	18
10	ライフステージに応じた食育の取組	31
11	県民運動としての食育推進運動の展開	42
12	食育の推進体制と関係者の役割	44
	用語解説（本文中の注記を掲載）	47
	参考資料	52

1 計画策定の趣旨

食育^(注1)とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

県では、食育基本法^(注2)（平成17年法律第63号）第17条第1項の規定により、国の食育基本計画を基本としながら、本県の実情に応じた食育の推進のため「宮城県食育推進プラン」（以下「計画」という。）を策定し、県民が食を通じて生涯にわたり健全な心身を培い健康で生き生きとした生活を送れるよう、ライフステージに応じた様々な施策に取り組んできました。

（1）食育をめぐる現状

ア 国の施策

国では、国民の健康の増進を推進するため、基本的な方向や目標等を定めた「健康日本21（第3次）^(注3)」（令和6年度～令和17年度）を策定したほか、「第5次食育推進基本計画」（令和8年度～令和12年度）を策定し食や農に関する学びの充実や大人の食育の推進等に重点的に取り組むこととしています。また、「食料・農業・農村基本計画^(注4)」（令和7年度～令和11年度）においても、新たに食育の推進を位置付けています。

平成25年には、「和食；日本人の伝統的な食文化^(注5)」がユネスコ無形文化遺産に登録され、我が国の健康長寿を支える和食を中心とした日本人の食文化を保護・継承する活動が行われています。

令和元年には、「SDGs（持続可能な開発目標）^(注6)」に対応し、国が策定した「SDGsアクションプラン2020」において「食育の推進」が優先課題の一つである「あらゆる人々が活躍する社会の実現」に位置付けられる等、食育によるSDGsの目標達成への貢献が期待されています。

令和4年には、「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会報告書^(注7)」及び「東京栄養サミット2021^(注8)」を踏まえ、産学官連携による食環境づくりの推進体制として「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ^(注9)」を立ち上げ、「食塩の過剰摂取」「若年女性のやせ」「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりに取り組んでおり、都道府県に対しても国との連携（アライアンス）を求めています。

令和7年には、大人の消費者に、改めて食や農に対する理解を深め、健康的な食事をとって、楽しい食の時間を過ごしてもらい、食卓と生産現場の距離を縮めるため、民間企業等と連携して「大人の食育」を推進する「官民連携食育プラットフォーム^(注10)」を設立しました。

イ 県の現状

県民の健康・栄養の現状をみると、年齢が高くなるほど食や健康に対する関心が高くなっている一方で、特に若い世代や働き盛り世代では不規則な生活習慣に起因した肥満、メタボリックシンドローム^(注11)や生活習慣病等が課題となっており、食に対する知識の不足や無関心等、年代や生活環境等による食や健康への関心の二極化が懸念されています。

このため、県は、市町村や関係機関・団体等多様な関係者と連携し、みやぎ食育コーディネーター^(注12)等の人材の育成や様々な場面での普及啓発を図るとともに、地域の特色に応じた食育の取組を進めています。

宮城県は、豊かな自然に囲まれ、海・山・大地が育む多彩で豊富な食材や食文化に恵まれた「食材王国みやぎ^(注13)」です。食材資源や産地と消費地が近い立地条件の優位性を活かして地産地消^(注14)に取り組んでいます。

ウ 「食」の様々な側面

東日本大震災を契機に、命を支える「食」の重要性が、広く県民に再認識されました。また、近年、頻発化・激甚化している気象災害の発生により、非常時に命を守るための「食の備え」が必要とされています。

さらに、令和元年12月以降、世界的規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の流行により、テイクアウトやデリバリーの拡大、YouTube等デジタルツールによる料理動画やインフルエンサーによる様々な情報の発信等、情報発信方法の多様化が進んでいます。

(2) 宮城県食育推進プランの変遷

ア 宮城県食育推進プラン（平成18年度～平成22年度）

コンセプト：五感を磨いで、みやぎの食をいただきます

「健全な食生活と心身の健康増進」、「みやぎの食材の理解と食文化の継承を通じた豊かな人間形成」の二つの基本目標を設定

イ 第2期宮城県食育推進プラン（平成23年度～平成27年度）

コンセプト：意識の向上から行動へ

前期の基本目標を引き継ぎつつ「適正体重の維持」、「地域食材の活用」の二つの行動目標を設定

ウ 第3期宮城県食育推進プラン（平成28年度～令和2年度）

コンセプト：次世代へ伝えつなげる食育の推進～五感を使って健やかな心身を育む～

前期の二つの行動目標を引き継ぎながら、子どもや若い世代向けの食育を重点対象として設定

エ 第4期宮城県食育推進プラン（令和3年度～令和7年度）

コンセプト：次世代へ伝えつなげる食育の推進～健やかに、宮城で生きる～

前期で重点事項としていた子どもや若い世代を中心とした食育を引き継ぎながら、災害時の備えやSDGsの視点を新たな取組項目として設定

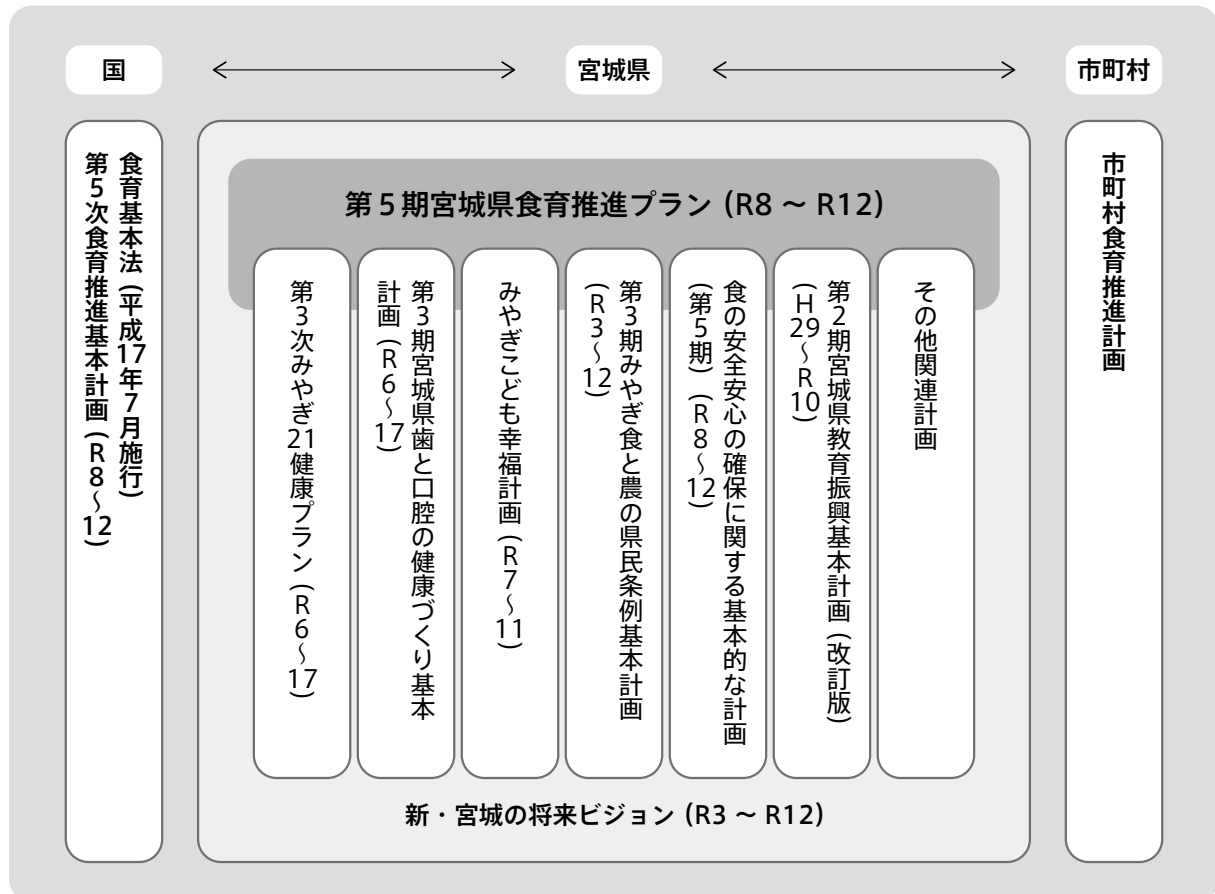
このような状況の下、食育基本法及び国の第5次食育推進基本計画の趣旨を基に、さらに、第4期計画による取組の達成状況を踏まえ、宮城の伝統の継承と未来を見据えた食文化の創造に資する取組、そして時代を生き抜くしなやかで強い人間を育てる食育をすべての人に展開していくための指針として「第5期宮城県食育推進プラン」を策定しました。

2 計画の位置付け

本県は、四季を通じて海・山・大地の食材に恵まれ、多彩な食材を生かした郷土料理や豊かな食文化が育まれ、継承されてきました。

本計画は、この宮城の特性を生かした食育推進の方向性を示すための計画として策定し、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として位置付けます。

その実施に当たっては、既存の関連計画と連携しながら本県の食育を推進していくこととします。



3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

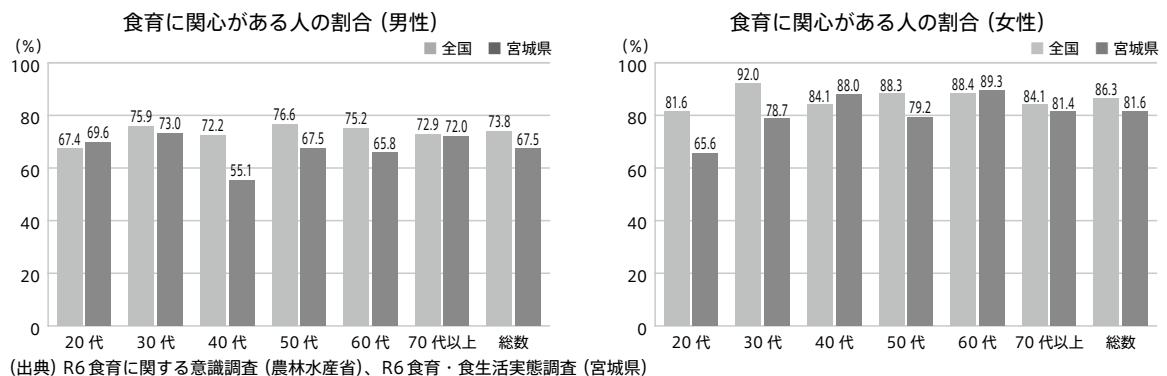
4 本県の食を取り巻く現状と課題

社会環境の変化やライフスタイルの多様化等により、健全な食生活が失われつつあり、食に関連する健康課題等が懸念されています。本県の食を取り巻く現状のうち主なものは、次のとおりです。

(1) 食生活に関する知識・意識・行動

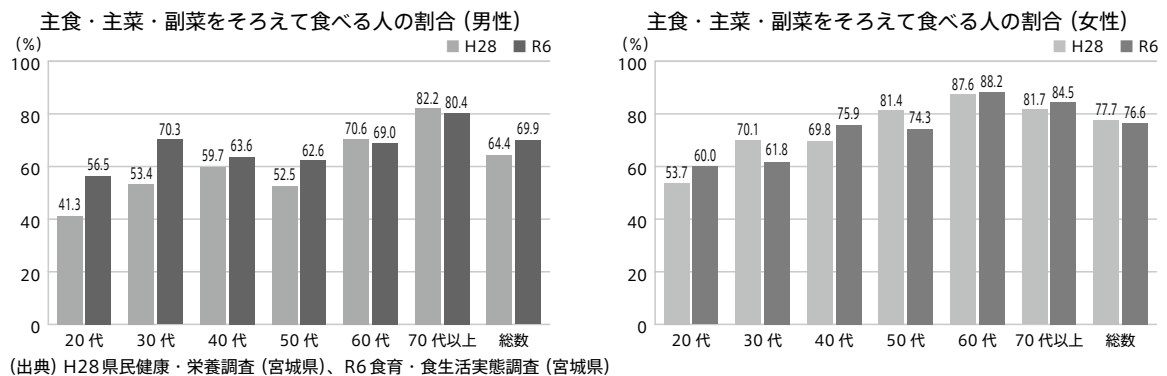
◇ 食育の関心度

食育に関心のある人（「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」）の割合は、男女とも国の調査結果と比較して低い傾向になっています。



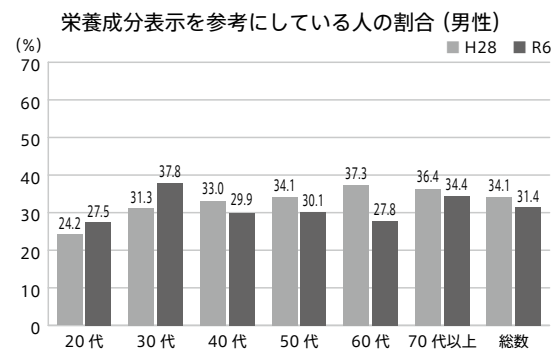
◇ 栄養のバランス (主食・主菜・副菜)

主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合は、男女とも若い世代が低い傾向になっています。一方で、平成28年と比較すると、男性は増加傾向にあります。

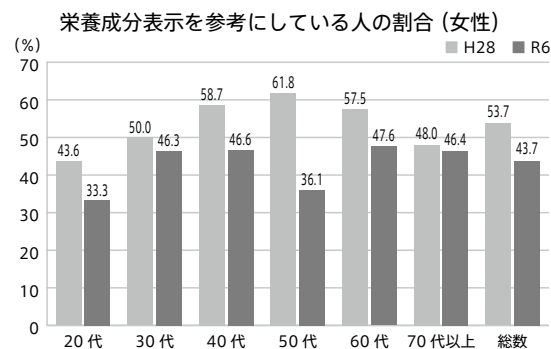


◇ 栄養成分表示^(注15)の活用

栄養成分表示を参考にしている人(「いつもしている」、「時々している」)の割合は、男性が31.4%、女性が43.7%であり、平成28年と比較し、減少しています。

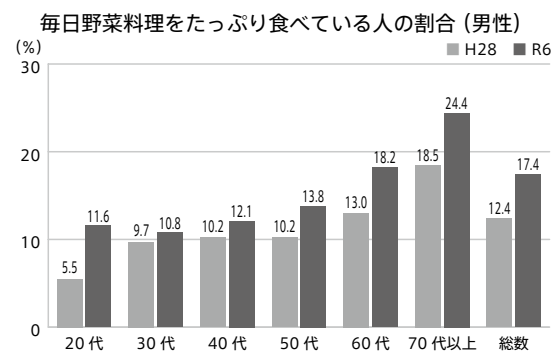


(出典) H28県民健康・栄養調査(宮城県)、R6食育・食生活実態調査(宮城県)

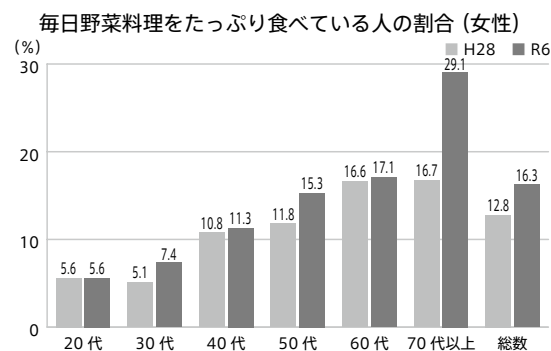


◇ 野菜の摂取状況

「毎日野菜料理をたっぷり(1日5皿350g)食べることができている」と回答した人の割合は、男性が17.4%、女性が16.3%であり、平成28年と比較し、男女とも増加しています。年代別にみると、男女ともに若い世代が少ない傾向にあります。



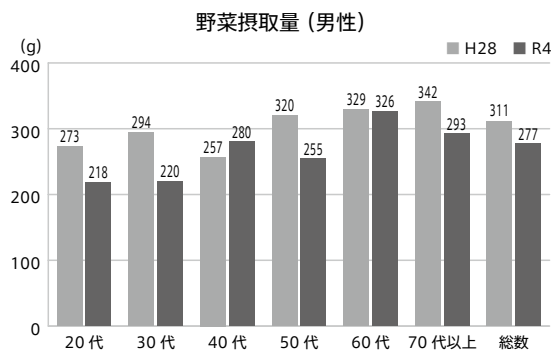
(出典) H28県民健康・栄養調査(宮城県)、R6食育・食生活実態調査(宮城県)



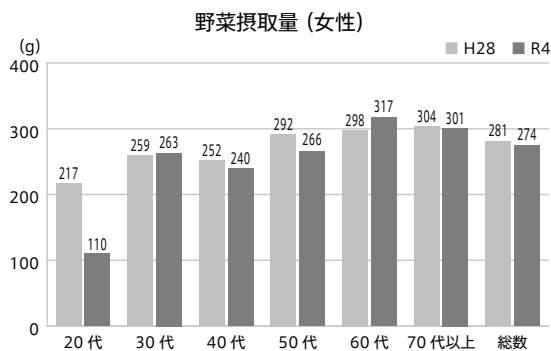
◇ 野菜摂取量

1日の野菜摂取量は、男女とも目標である350g以上^{*}には達しておらず、平成28年と比較し、減少しています。特に、若い世代の摂取量が少なく、20代では男性が約130g、女性が約240g目標よりも少なくなっています。

^{*}健康日本21(第三次)目標値

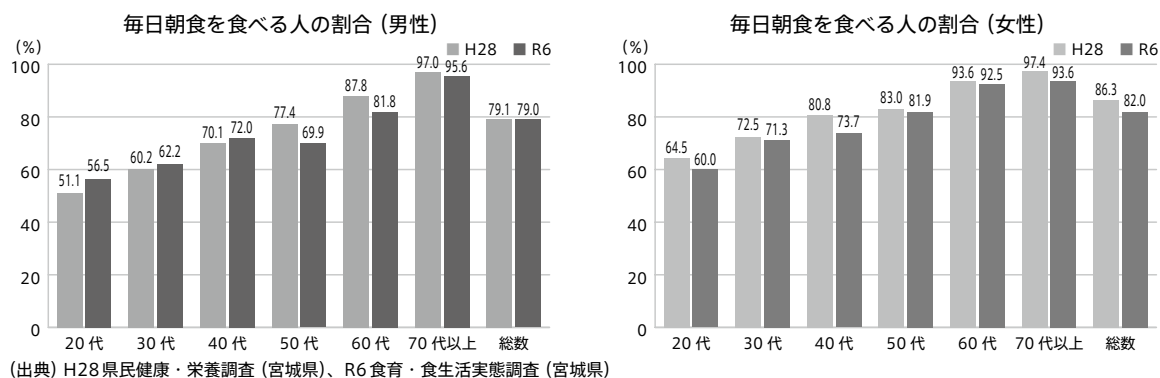


(出典) 県民健康・栄養調査(宮城県)



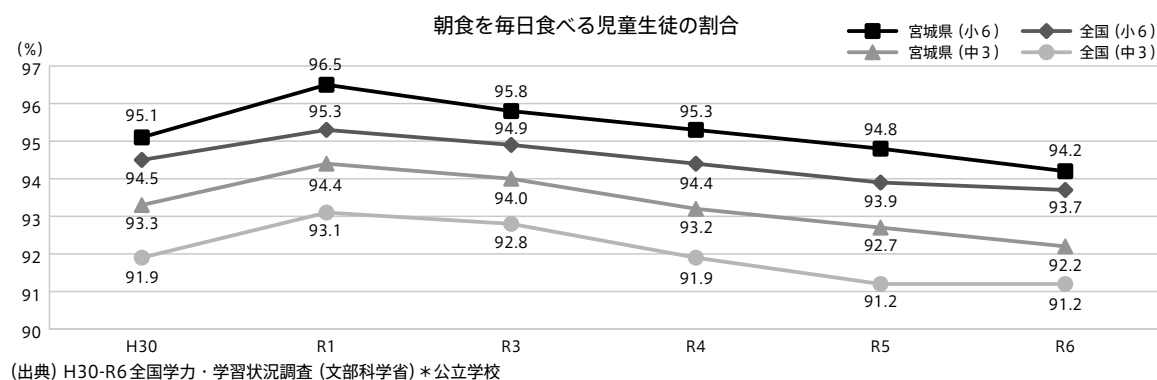
◇ 朝食の状況

朝食を「毎日食べる」と回答した人の割合は、男女とも若い世代が低い傾向にあり、平成28年と比較し、ほぼ横ばいとなっています。



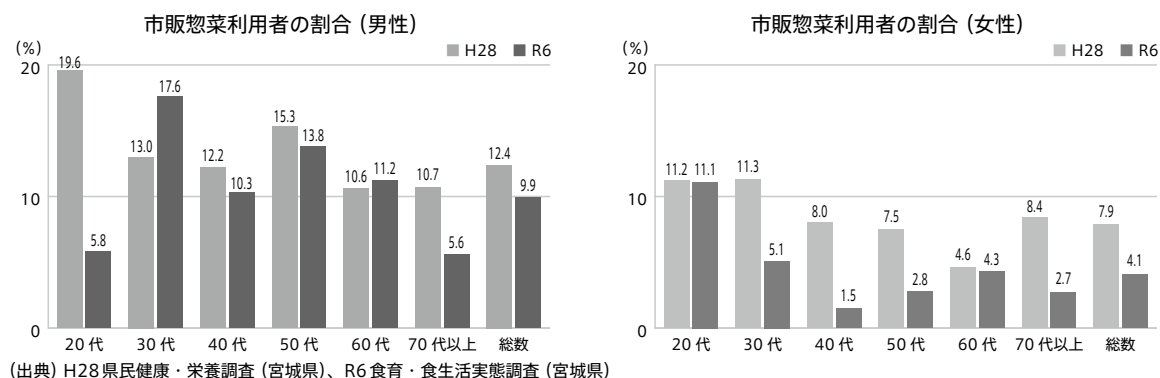
◇ 朝食を毎日食べる児童生徒の割合

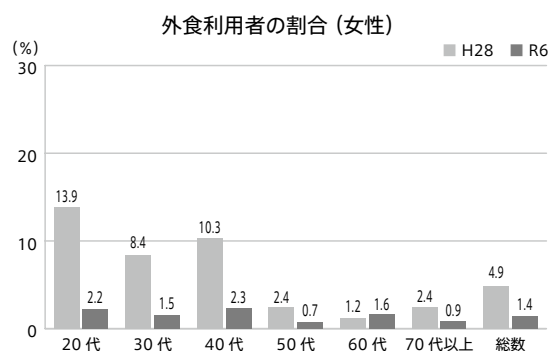
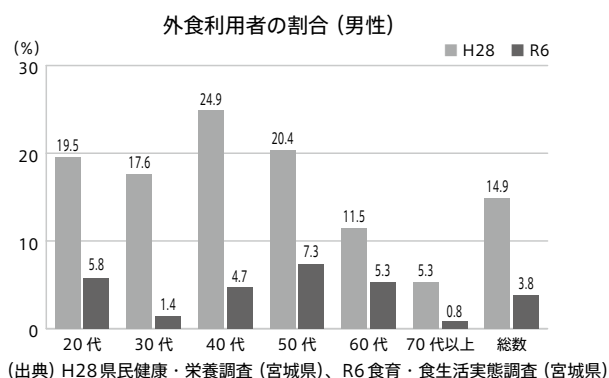
朝食を毎日食べる(「している」、「どちらかといえばしている」)児童生徒(小学6年生、中学3年生)の割合は、全国と比べると高くなっていますが、減少傾向にあります。



◇ 外食利用者の割合

外食や市販の惣菜を毎日1回以上利用する人(「毎日2回以上」、「毎日1回」)の割合は、女性より男性で高くなっています。また、平成28年と比較して、男女とも減少しています。



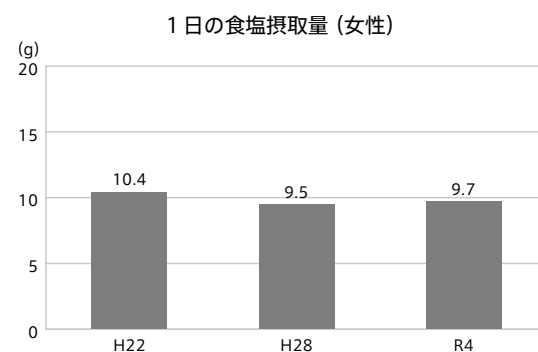
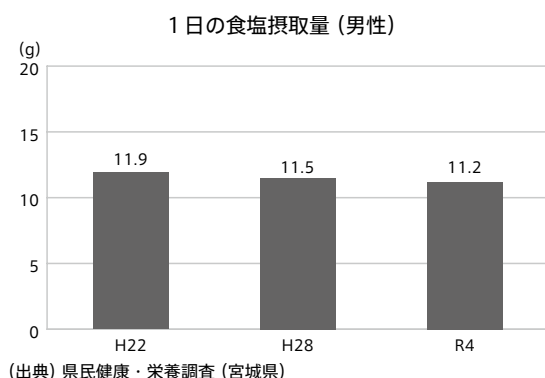
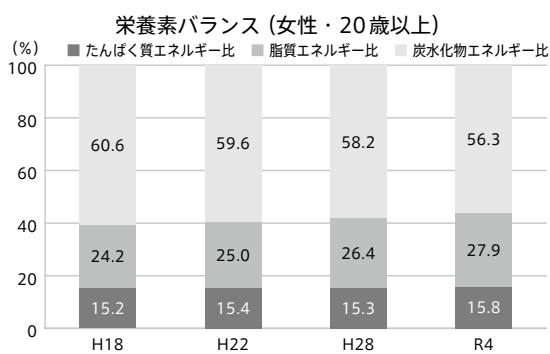
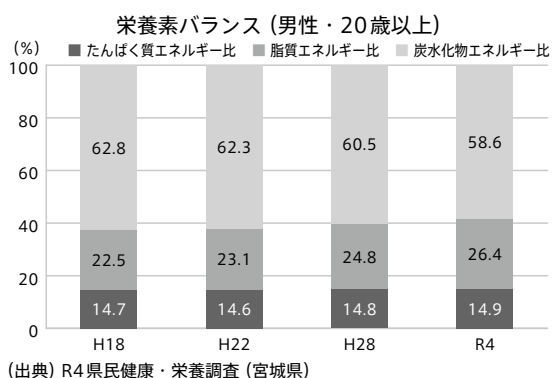


(2) 栄養素等摂取量

◇ 栄養バランス及び食塩摂取量

エネルギー産生栄養素バランスの比率は、厚生労働省が定める基準※によると「たんぱく質13～20%、脂質20～30%、炭水化物50～65%」となっており、男女ともおおむね基準内となっています。また、食塩摂取量は、年々減少傾向にあるものの、令和4年調査結果では、男性11.2g、女性9.7gで同基準※の「男性7.5g未満、女性6.5g未満」より、男性で約4g、女性で約3g多くなっています。

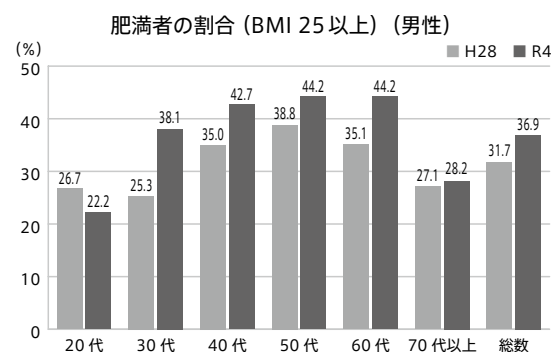
※ 日本人の食事摂取基準 (2025年版)



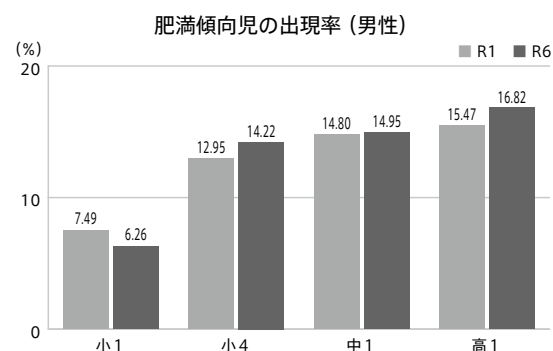
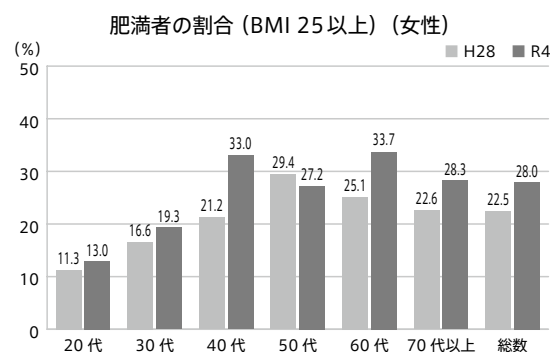
(3) 食に関連する健康上の課題

◇ 肥満者の割合

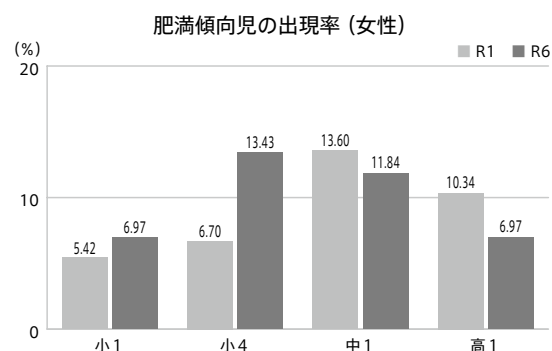
成人の肥満者（BMI^(注16) 25以上）の割合は、男性は約4割、女性は約3割で、平成28年と比較し、男性は20代、女性は50代を除く全年代で増加しています。また、中学1年生の肥満傾向児^(注16)の出現率は、男子は令和元年度より横ばい、女子は減少しましたが、男女とも全国値（令和元年度男子11.18%、女子8.48%、令和6年度男子12.68%、女子9.6%）より高い数値で推移しています。



（出典）県民健康・栄養調査（宮城県）

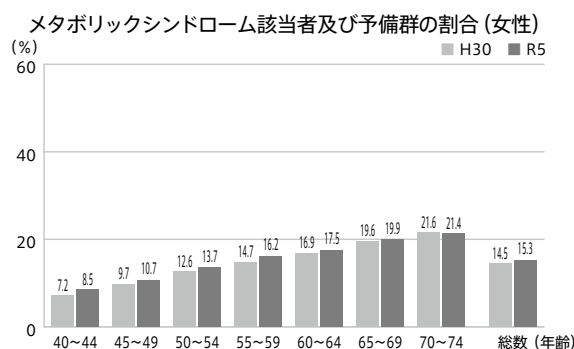
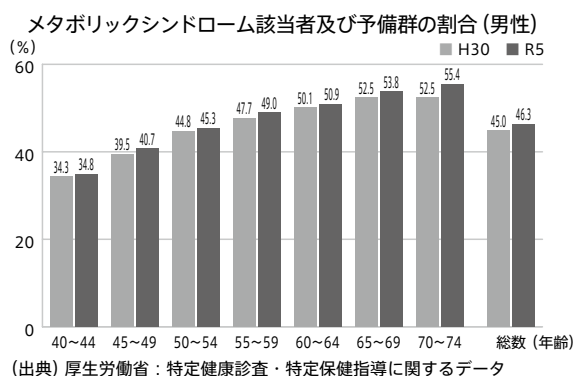
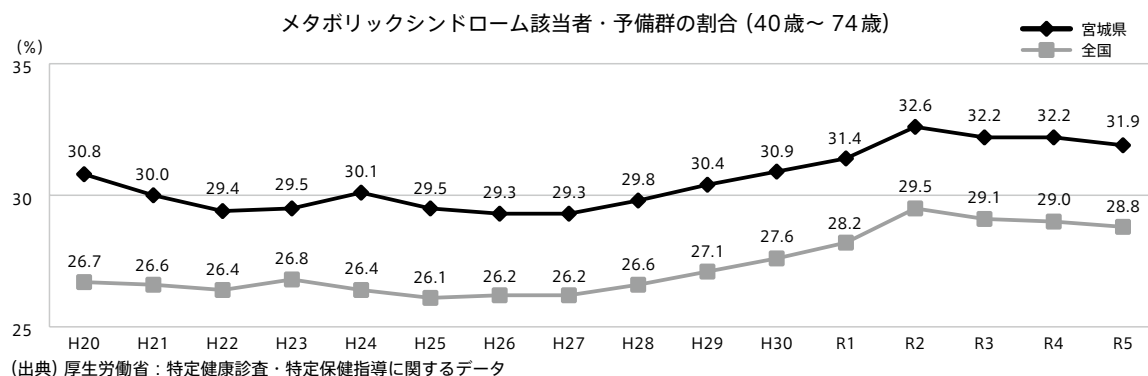


（出典）文部科学省：学校保健統計調査



◇ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合

平成20年度から始まった特定健診（40歳～74歳対象）では、メタボリックシンドロームの該当者※及び予備群※の割合は約3割で推移しており、令和5年度まで16年連続全国ワースト4位以内という結果となっています。また、男性では、約4割が該当者及び予備群となっています。

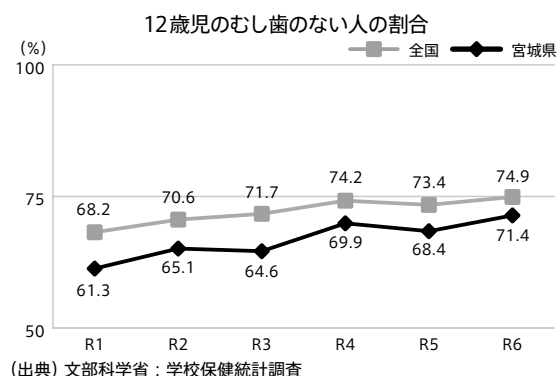
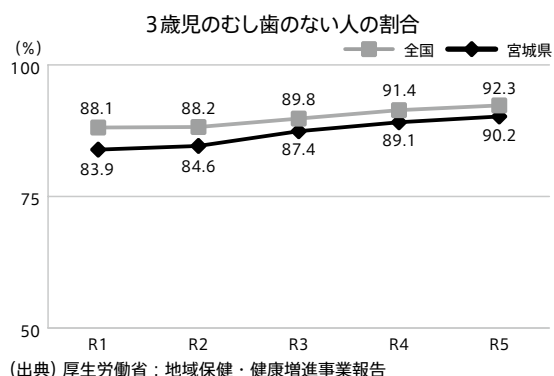


※メタボリックシンドローム「該当者」「予備群」

腹囲が男性85cm、女性90cm以上で、①血中脂質、②血圧、③血糖のうち、各項目基準に1つ該当する者を「予備群」、2つ以上該当する者を「該当者」という。

◇子どものむし歯

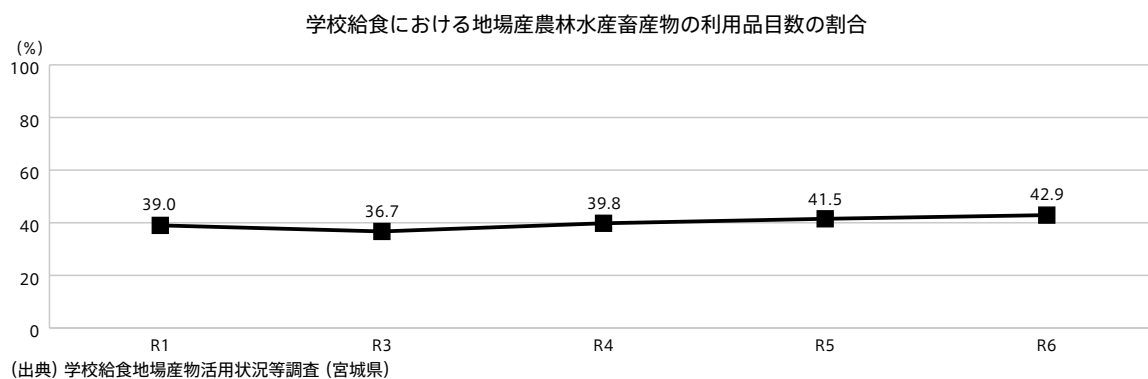
3歳児のむし歯のない人の割合は、年々増加していますが、全国値を下回っています。また、12歳児のむし歯のない人の割合も年々増加し、令和4年度に目標の66.3%を上回りましたが、全国値を下回っています。



(4) 地産地消の取組

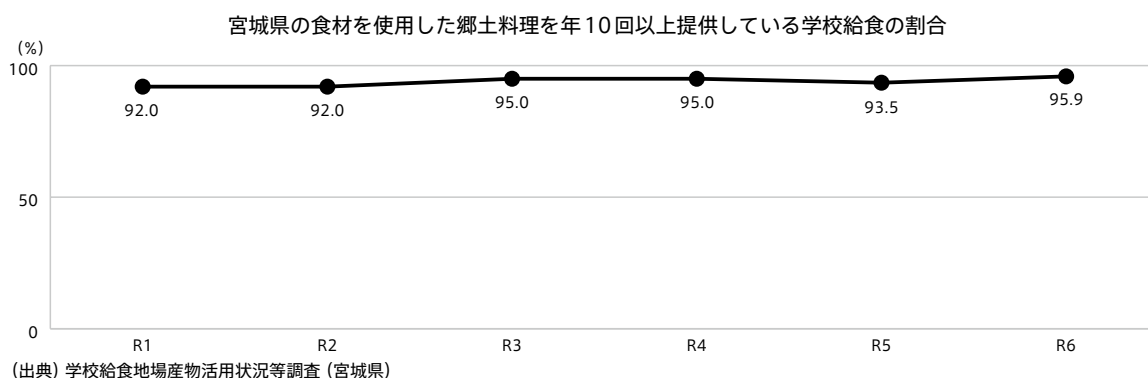
◇ 学校給食における地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合

学校給食における地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合は、東日本大震災前の水準と同程度に回復した令和元年度をベースラインとすると、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりやや減少したものの、その後増加し、令和5年度に目標の40%を上回りました。



◇ 宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している学校給食施設の割合

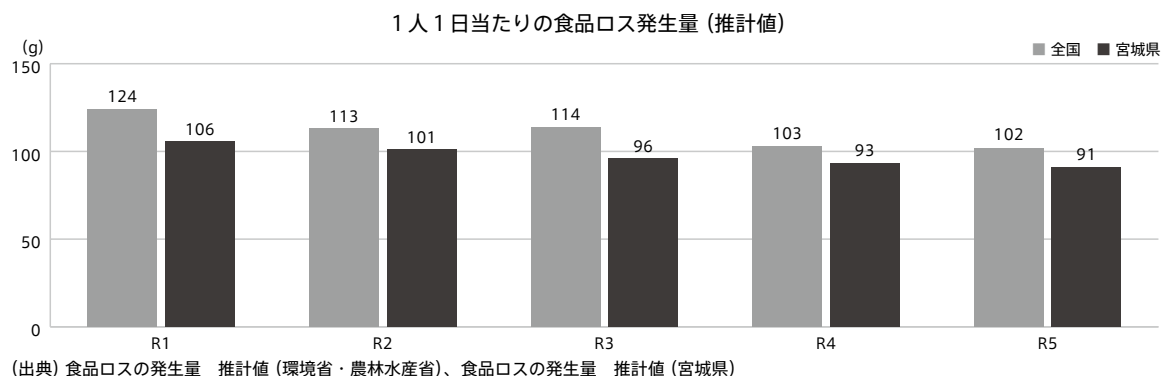
学校給食における県産食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している施設は、令和元年度をベースラインとすると、令和2年度以降は緩やかに増加し、令和6年度に目標の95%を上回りました。



(5) その他の食育に関する取組状況

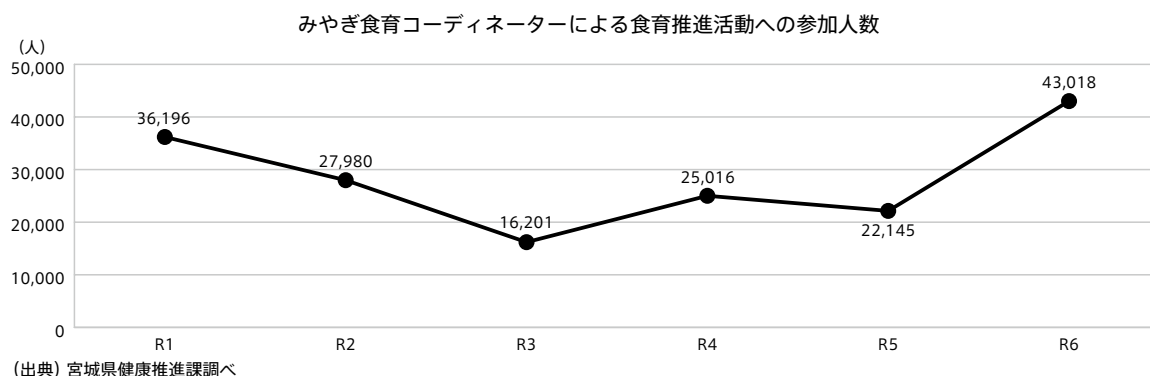
◇ 食品ロスの現状

本来食べられるのに捨てられる食品(食品ロス)は、令和元年度をベースラインとすると、国、県ともに年々減少し、宮城県では、全国値を下回っています。県民1人1日当たりに換算すると、毎日、おにぎり約1個分の食品を捨てていることになります。



◇ みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数

みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数は、新型コロナウイルス感染症の発生により活動及び参加者が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の終息に伴って食育推進活動が再開され、令和6年度に目標の40,000人を上回りました。



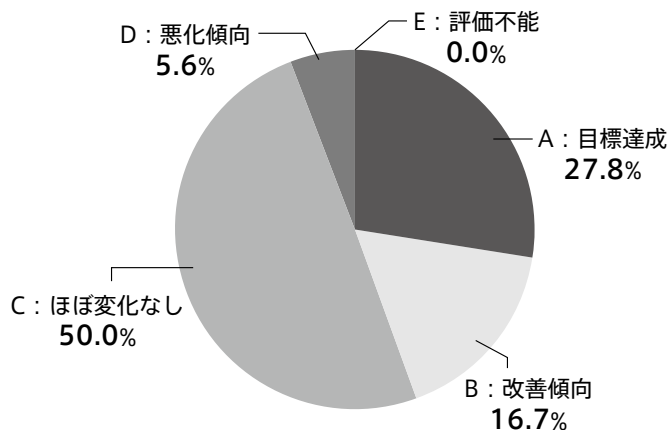
(1) 第4期計画の目標達成状況

食育の推進、課題の達成に関する状況を客観的に把握するため設定した目標指標18項目のうち、目標を達成した項目は5項目でした。

目標を達成した5項目

- ・ ゆっくりよく噛んで食事をする人の割合
- ・ 12歳児のむし歯のない人の割合
- ・ 学校給食の地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合
- ・ 宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している学校給食施設の割合
- ・ みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数

また、目標値の状況について、策定時の値と直近値を下記のとおり比較したところ、Bの改善傾向（目標に近づいた）は3項目、Dの悪化傾向は1項目で、ほぼ変化のなかった項目が半数の9項目を占めました。



改善状況の区分	項目数	(%)
A : 目標達成	5	27.8
B : 改善傾向・目標に近づいた (策定時の値からおおむね±1割以上の改善)	3	16.7
C : ほぼ変化なし (策定時の値から±1割以上変化がない)	9	50.0
D : 悪化傾向 (策定時の値からおおむね±1割以上の悪化)	1	5.6
E : 評価不能	0	0.0

(2) 重点施策ごとの目標達成状況並びに課題及び対策

ア 重点施策1 食育を通じた健康づくり

(ア) 達成状況

- ・「朝食を毎日食べる人の割合」は、20から30歳代はほぼ横ばい、小学6年生はやや減少し、目標を達成しませんでした。
- ・「1日当たりの食塩摂取量」は、男性はやや減少しましたが、女性はやや増加し、目標を達成しませんでした。
- ・「1日当たりの野菜摂取量」は、年々減少傾向で、特に若い世代での不足が目立ち、目標を達成しませんでした。
- ・「主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合」は、やや増加しましたが、目標を達成しませんでした。
- ・「ゆっくりよく噛んで食事をする人の割合」は増加し、目標を達成しました。
- ・「栄養成分表示を参考にしている人の割合」は悪化しました。
- ・「肥満傾向児の出現率」は、女子は改善傾向にありますが、男子はほぼ変化がなく、目標を達成しませんでした。
- ・「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合」は、やや増加し、目標を達成しませんでした。
- ・「12歳児のむし歯のない人の割合」は増加し、目標を達成しました。

重点施策1 食育を通じた健康づくり

目標指標		ベースライン値 (調査年)	R6年度 (評価年)	第4期 目標値	達成 状況
朝食を毎日食べる人の割合	20から30歳代	63.5% (H28)	64.0% (R6)	70%以上	C
	小学6年生	96.5% (R1)	94.2% (R6)	97%	C
1日当たりの食塩摂取量	成人男性	11.5g (H28)	11.2g (R4)	7.5g未満	C
	成人女性	9.5g (H28)	9.7g (R4)	6.5g未満	C
1日当たりの野菜摂取量(成人)		295g (H28)	275g (R4)	350g以上	C
主食・主菜・副菜をそろえて 食べるようにしている人の割合(成人)		71.5% (H28)	73.4% (R6)	80%	C
ゆっくりよく噛んで食事をする人の割合 (成人)		49.1% (H28)	59.9% (R6)	55%	A
栄養成分表示を参考にしている人の割合 (成人)		44.6% (H28)	37.9% (R6)	60%	D

目標指標		ベースライン値 (調査年)	R6年度 (評価年)	第4期 目標値	達成 状況
肥満傾向児の出現率	中学1年生 (男子)	14.80% (R1)	14.95% (R6)	11%	C
	中学1年生 (女子)	13.60% (R1)	11.84% (R6)	8%	B
メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の割合(40歳から74歳)		30.9% (H30)	31.9% (R5)	29.4%	C
12歳児のむし歯のない人の割合		61.3% (R1)	68.4% (R5)	66.3%	A

(イ) 課題及び対策

「食育を通じた健康づくり」では、12項目の目標のうち、目標を達成した項目は2項目のみで、半数以上の項目がほぼ変化がありませんでした。朝食の摂取、減塩や野菜摂取等、健康的な食事の実践に向けた啓発は、学校、地域等、様々な場面で行われていますが、働き方やライフスタイルの多様化により、食事に対する考え方、食事の摂り方も多様化しています。

健康に関心のある人だけでなく、無関心な人にも、健康的な食の実践に向けた望ましい食生活に関するメッセージが届くよう、より分かりやすく、多様な場面での情報発信、ナッジ理論^(注17)を活用し「つい健康によいものを手にとってしまう」ような取組、バランスのとれた食事が身近な場所で手に入る環境づくり等を進めることで、全ての人が健康づくりに取り組みやすい食環境づくりの推進をより一層進めていく必要があります。

イ 重点施策2 「食材王国みやぎ」の理解と継承

(ア) 達成状況

- ・「学校給食の地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合」は、42.9%で目標の40%を達成しました。
- ・「農産物直売所推定売上高」は135億円と年々増加傾向ですが、僅かに目標を達成しませんでした。
- ・「宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している学校給食施設の割合」は95.9%で目標の95%を達成しました。

重点施策2 「食材王国みやぎ」の理解と継承

目標指標	ベースライン値 (調査年)	R6年度 (評価年)	第4期 目標値	達成 状況
学校給食の地場産農林水産畜産物の利用 品目数の割合	39.0% (R1)	42.9% (R6)	40%	A
農産物直売所推定売上高	112億円 (R1)	135億円 (R6)	140億円	B
宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10 回以上提供している学校給食施設の割合	92% (R1)	95.9% (R6)	95%	A

(イ) 課題及び対策

「食材王国みやぎ」の理解と継承では、3項目の目標のうち、目標を達成した項目は2項目、目標に近づいた項目が1項目と、いずれの項目も、着実に取組が推進しました。宮城の豊富な食材と食文化を理解・体験し、次世代に引き継いでいくためには、幼児教育施設(保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設。以下「幼児教育施設」という。)や学校等の給食における地場農林水産物及び郷土食の提供は、今後も継続していく必要があります。

地域でとれた新鮮な農産物が手に入る農産物直売所は、消費者と生産者間の顔の見える関係を築く拠点として年々売上高が増加していますが、農林水産物が、どのように育ち、生産者に手をかけられているかを知ること、地域食材への愛着や感謝、食材や食事を大切にする気持ちを育み、食品ロスの削減につなげていく必要があります。

ウ 重点施策3 生きる力を育てる食育

(ア) 達成状況

- ・「みやぎ食の安全安心消費者モニター^(注18)の活動(延べ参加)率」は増加しましたが、僅かに目標を達成しませんでした。
- ・第4期計画から新たに設定した「災害時に備えて非常用食料を用意している世帯の割合」は、ほぼ横ばいで、目標を達成しませんでした。

重点施策3 生きる力を育てる食育

目標指標	ベースライン値 (調査年)	R6年度 (評価年)	第4期 目標値	達成 状況
みやぎ食の安全安心消費者モニターの活動 (延べ参加) 率	87% (R1)	94% (R6)	95%	B
災害時に備えて非常用食料を用意している 世帯の割合	51.7% (R4)	52.2% (R6)	72.3%	C

(イ) 課題及び対策

県民に対する食の安全安心に関する知識の普及や事業者に対する食品表示の適正化、みやぎ食の安全安心取組宣言に登録する事業者の拡大等、県民が安心して食生活を送ることのできる基盤づくりを進め、引き続き食の安全安心の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

災害時に備えて非常用食料を用意している世帯の割合は、現状把握から2年程度の短い期間での評価であったこともあり、ほとんど変化がない状況でした。気候変動等により、全国各地で毎年のように自然災害が発生していることから、非常時にも、継続して食事が摂取できるよう、平時からの備えについて、より啓発を強化していく必要があります。

エ 重点施策４ みんなで支えあう食育

(ア) 達成状況

「みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数」は、4万人を超え、目標を達成しました。

重点施策４ みんなで支えあう食育

目標指標	ベースライン値 (調査年)	R6年度 (評価年)	第4期 目標値	達成 状況
みやぎ食育コーディネーターによる 食育推進活動への参加人数	36,196人 (R1)	43,018人 (R6)	40,000人	A

(イ) 課題及び対策

新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での食育活動の機会が減った時期もありましたが、現在は、地域での食育活動が活発に実践されるようになっていきます。

みやぎ食育コーディネーターをはじめとした食育に関わる様々な人材と関係機関とのつながりを作り、食育の活動者を増やすことで、県民が食育に目を向け、関心を持つ機会を増やしていけるよう、食品関連事業者とも連携しながら、食育支援のネットワークづくりを進めていく必要があります。

(3) 次期計画において重点的に取り組むべき事項

本県では、児童生徒の肥満や、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高く、県民一人一人がこれらの改善につながる減塩、野菜摂取の増加等の望ましい食生活を着実に実践していくことが必要です。また、東日本大震災後、復興に取り組んできた「食材王国みやぎ」の豊かな食は、食育の推進に当たって活用すべき本県の特徴ですので、引き続きその活用に取り組んでいくことが必要です。

さらに、第3期計画から子どもや若い世代に対する取組を強化してきましたが、若い世代の食生活に関する意識や実践は、他の世代に比べて改善が十分とは言えないため、今後も、関係機関と連携して、重点的に取り組む必要があります。加えて、食育に関心のない人も含め、食育を実践しやすい環境づくりについても、重点的に進めていく必要があります。

6 食を取り巻く新たな視点

(1) 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

厚生労働省では、令和4年3月に産学官連携による食環境づくりの推進体制として「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を設立し、「食塩の過剰摂取」「若年女性のやせ」「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりに取り組み始めました。

この取組に参画する企業には、栄養面・環境面に配慮した商品の積極的開発や、それらの食品の販売促進、健康的で持続可能な食生活の実践の工夫に関する情報発信等に関する行動目標を設定し、その取組の実践と進捗状況の公表を行うことが求められています。また、大学等は、中立的・公平的な立場での食環境づくりに資する研究の推進、国は全体の仕組みづくり等を担い、産学官関係者の緊密な連携により、食品・情報へのアクセスを向上させ、健康無関心層も含めた誰もが自然に健康になれる食環境づくりを目指しています。

都道府県には、国が進めるイニシアチブとの連携が求められており、「食塩の過剰摂取」等の健康課題に産学官連携で取り組む体制づくりを行い、令和14年度までに、全都道府県がイニシアチブに登録することを、健康日本21（第三次）の目標としています。

本県においても、イニシアチブへの登録を目指し、体制整備を進めていく必要があります。

(2) 官民連携食育プラットフォーム

農林水産省では、様々な形で民間企業等が連携して食育活動に取り組むことで、大人の消費者の食や農への理解と行動変容を目指すための体制として令和7年5月に「官民連携食育プラットフォーム」を設立し、事業者による食育活動の発信や企業間の取組連携のほか、教育関係者、農林漁業者と国、地方自治体等との新たな連携の創出により、大人の消費者への働きかけを進めていくこととしています。

プラットフォームでは、消費者の行動変容につながる「朝食を食べよう」「バランスよく食べよう」「食や農の現場を体験しよう」等具体的なテーマのプロジェクト活動の推進や、食育に取り組む企業間での交流会や勉強会などの取組を進めていく予定としています。

これまでの取組により、幼児教育施設、学校等、子ども向けの食育の機会の拡大が図られてきましたが、この活動の推進により、大人になってからも切れ目なく、食育を身近な場面で推進できる体制づくりが進むことが期待されています。

7 第5期計画の構成について

第5期計画の策定に当たっては、第4期計画をベースとし、よりシンプルでわかりやすい計画となるよう、計画の構成等について必要な見直しを行います。また、第4期計画の計画期間における事業の実施状況や成果を検証し、食を取り巻く情勢の変化等を踏まえて、策定します。

これまで第2期計画から設定してきた行動目標は、目標指標として示すこととします。目標指標は、県民が実践すべき具体的な意識や行動に関わるもの、食育を実践しやすい環境整備に関わるものを中心に整理します。食育推進の基本方向は、第5期計画から重点施策に包括し、食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するために国が作成した「食育ピクトグラム^(注19)」を重点施策に表示します。

8 基本目標

家庭、幼児教育施設、学校や職場等、地域社会の様々な場面において、県民一人一人が主体となり、宮城の豊かな食を通し、生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活を送るため、第4期計画に引き続き次の2つの基本目標を設定します。

- 1 県民一人一人が、食を生きる上での基本として捉え、健全な食生活と心身の健康増進を目指します
- 2 多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します

生涯にわたり、心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう、家庭、幼児教育施設、学校、職場、地域等それぞれの場面で、県民一人一人が、ライフステージに応じた健全な食生活を実現できるよう取組を進めます。

また、海・山・大地の食材に恵まれ、歴史・風土の中で郷土料理や食文化を育んできた宮城県の特徴を踏まえ、地域の食材や郷土料理を日々の食卓に取り入れることを通し、地域の産業や食文化への理解を深めるとともに、家族等と共に食卓を囲み食事を楽しむことで、豊かな人間形成が実現できるよう取組を進めます。

9 重点施策と目標指標

基本目標を達成するため、本県がこれまで取り組んできた施策等を踏まえて、4つの重点施策を掲げ、第5期計画を推進します。

この計画の達成状況を検証するため、それぞれの重点施策に対し、第5期計画における数値目標を設定します。

第5期計画では、県民の意識の向上や行動変容につながる項目と、食育を実践しやすい環境整備に関する項目を中心に、目標指標を設定します。これまで設定していたメタボリックシンドローム、肥満、むし歯等の健康指標に関する目標指標は、他計画で進行管理を行い、本計画では設定しないこととします。

重点施策 1 食育を通した健康づくり



生涯を通して健康に過ごすためには、健全な食生活を送ることが必要です。県民一人一人が、健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力を身に付け、それを自ら実践できるよう、関係機関と連携して、調理体験等を通して五感を使って学び・体験する機会を増やし、健やかな心身を育む食育の取組を進めます。

なお、食物アレルギーや生活習慣病等を有する県民にも配慮し、きめ細かな食育の取組を行います。

特に、子どものうちに望ましい食習慣を確立し、次世代へ伝えつなげていくため、子どもや若い世代を中心とした食育を推進します。また、健康に関心がなくても、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを進めていきます。

Plan1 生涯を通した健康づくり

1 第3次みやぎ21健康プラン^(注20)の推進

令和6年3月に策定した「第3次みやぎ21健康プラン」の目標達成に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防対策やメタボリックシンドローム対策につながる、減塩、野菜摂取量増加等の栄養・食生活の改善等に取り組みます。また、適正体重の維持や乳幼児期・学童期のむし歯対策等、本県の特徴的な課題の改善に向け、よく噛んで食事を摂ることや、主食・主菜・副菜をそろえた食事を摂ること、栄養成分表示を参考にしながら食品選択を行うこと等、望ましい食習慣定着のための取組を推進します。

2 子どもの基本的生活習慣の定着促進

子どもの健やかな育ちを促すため、「しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル(ルルブル)^(注21)」という子どもの基本的生活習慣の定着促進を図ります。

Plan2 健全な食生活の実現

1 望ましい食習慣の形成と実践促進

健全な心身の発育・発達や健康の維持・増進に必要な食生活を実践するためには、子どもの頃から望ましい食習慣を身に付けるとともに、自分にとって適切な食事の質と量を知り、食事を摂ることが重要です。そのため、「食事バランスガイド^(注22)」、「食生活指針^(注23)」、「3色食品群^(注24)」等を活用し、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践や望ましい食習慣の定着を推進します。さらに、食品の栄養成分表示を参考にして食生活の改善に活用できるよう、普及啓発を図ります。

2 食卓を囲んだ食育の推進

子どもが食に関する基本的な知識やマナーを身に付ける家庭において、家族と食卓を囲む「共食^(注25)」を推進します。大人から子どもへ伝えるだけでなく、子どもが学校で学んだことを家族に伝える等、大人も、子どもも相互に食育を推進する役割があります。

また、共食には、地域の郷土料理や食文化等を伝えるだけでなく、食事のバランスが良くなる等、食事の質の向上も期待されるため、家族構成やライフスタイル等に関わらず、共食を望む人が、地域等でそうした機会が得られるよう、共食についての普及啓発を図ります。

3 給食を通した食育の推進

幼児教育施設、学校等において、食育や食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員及び施設の栄養士による給食指導や家庭への情報提供を充実し、年齢に応じた食育を推進します。また、給食を「生きた教材」として活用し、仲間と食べる楽しさの実感や食に関する知識の習得、給食だよりや試食会等を通じて、家庭に向けた食育の情報発信等の取組を行います。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事とは

「主食・主菜・副菜」は、1食単位の基本となる料理の組合せです。

食品には多種類の栄養素が含まれていて、その構成は食品によって異なります。「主食・主菜・副菜」を基本とすることで、多様な食品から必要な栄養素をバランスよく摂ることができます。

宮城の美味しいお米（主食）や、自慢の畜産・水産物（主菜）、旬の野菜（副菜）などを組み合わせて取りましょう。

主食：ごはん、パン、めん類等で炭水化物を多く含み、エネルギーの素になります。

主菜：魚や肉、卵、大豆製品等を使ったおかずの中心となる料理で、たんぱく質や脂質を多く含み、丈夫な体をつくれます。

副菜：野菜等を使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維等を多く含み、体の調子を整えます。



重点施策1の目標

◇ 食育に関心を持っている人の割合の増加

食育への興味を持つことが、健全な食生活の実践や地域食材の活用等につながると考えられるため、食育に関心を持っている人の割合の増加を目標とします。目標値は、ベースライン値からおおむね1割の増加として設定します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
食育に関心を持っている人（20歳以上）の割合	75.0%	83%以上

(出典) 食育・食生活実態調査

◇ 朝食を毎日食べる人の割合の増加

朝食の欠食は、栄養バランスが偏る要因になるほか、集中力を欠く、肥満になりやすい、体調が悪くなるといった問題が指摘されていることから、朝食を毎日食べる県民の割合の増加を目標とします。

なお、目標値は、成人の中でも特に朝食欠食率の高い20歳から39歳まで、食習慣を形成する時期である学童期の小学6年生を設定対象とし、共に第4期計画では目標の達成に至らなかったため、20歳から39歳までは第4期計画の目標値を継続し、小学6年生は関連計画である第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）アクションプランに合わせて設定します。

目標指標		ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
朝食を毎日食べる人の割合	20歳～39歳	64.0%	70%以上
	小学6年生	94.2%	95.5%

（出典）20歳～39歳：食育・食生活実態調査 小学6年生：全国学力・学習状況調査

*食育・食生活実態調査：「朝食を食べますか」の設問に「毎日食べる」と回答した者の割合

*全国学力・学習状況調査：「朝食を毎日食べている」の設問に「している」、「どちらかといえばしている」と回答した者の割合

◇ 食塩摂取量の減少

生活習慣病の予防や健康寿命^{（注26）}の延伸につながる食生活の実現を目指し、第3次みやぎ21健康プランの目標値を参考に、1日当たりの食塩摂取量を目標値として設定していましたが、第4期計画で目標の達成に至らなかったため、第4期計画の目標値を継続します。

目標指標		ベースライン値 (R4)	目標値 (R12)
1日当たりの食塩摂取量	男性（20歳以上）	11.2g	7.5g未満
	女性（20歳以上）	9.7g	6.5g未満

（出典）県民健康・栄養調査

◇ 野菜摂取量の増加

血圧を下げる働きがあるカリウム、ビタミン及び食物繊維を多く含む野菜を適量摂取することは、生活習慣病の予防に効果的であることから、健康日本21（第3次）の目標値を参考に、1日当たりの野菜摂取量を目標値として設定していましたが、第4期計画で目標の達成に至らなかったため、第4期計画の目標値を継続します。

目標指標	ベースライン値 (R4)	目標値 (R12)
1日当たりの野菜摂取量（20歳以上）	275g	350g以上

（出典）県民健康・栄養調査

◇ **主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合の増加**

健全な食生活を実践するために、「何を」「どれだけ」「どのように（組み合わせで）」食べたらよいかを理解し、実践する県民の増加を目標とします。第4期計画で目標の達成に至らなかったため、第4期計画の目標値を継続します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人 (20歳以上) の割合	73.4%	80%以上

(出典) 食育・食生活実態調査

◇ **ゆっくりよく噛んで食事をする人の割合の増加**

食事を味わうとともに肥満予防につながる、ゆっくりよく噛んで食事をする人の割合の増加を目標とします。第4期計画で設定した目標値を達成したため、新たにベースライン値からおおむね1割の増加を目標値として設定します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
ゆっくりよく噛んで食事をする人 (20歳以上) の割合	59.9%	66%以上

(出典) 食育・食生活実態調査

◇ **栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加**

食品や料理の栄養成分表示を参考に食品を選択することにより、健康づくりに役立つことが期待されることから、栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加を目標とします。第4期計画で目標の達成に至らなかったため、第4期計画の目標値を継続します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
栄養成分表示を参考にしている人 (20歳以上) の割合	37.9%	60%以上

(出典) 食育・食生活実態調査

◇ **地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加**

誰かと一緒に食事をすることで、規則正しく、バランスのよい食生活の実践につながることを期待されることから、地域で共食したいと思う人が共食する割合を目標とします。目標は、国の目標値を参考に設定します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
地域等で共食したいと思う人 (20歳以上) が共食する割合	71.3%	75%以上

(出典) 食育・食生活実態調査



本県は、海・山・大地の育む多彩で豊かな食材に恵まれています。おいしいお米をはじめとしたこれらの食材や、それらを生み出す産業への理解を深め、生産者と消費者の信頼関係を構築し、地産地消を推進します。また、地域の食材や産業への愛着と感謝から「もったいない」の気持ちを育む取組を進め、食べ残し等の食品ロスの削減につなげます。

食料の生産から消費までの体験活動に多くの県民が参加し、「見て」「触れて」「楽しんで」「調理して」「食べる」等、五感を使って食を実感できる取組を進めます。さらに、伝統行事や気候風土と結び付いた本県の特徴ある食文化の理解と継承を図る取組を進めます。

Plan3 農林漁業への理解と地産地消の推進

1 農林漁業体験等による産業への理解促進

農林水産物の生産過程や環境、食料事情等、食に関する多様な側面への関心と理解を深めるとともに豊かな心を育むため、生産者や食品関連事業者等と連携し、農林漁業体験や工場見学、出前授業、デジタルコンテンツの活用も含めた情報発信等の取組を支援します。

2 地域食材への理解と愛着の醸成

販売会等生産者と消費者の交流を図る機会を提供し、県内で生産される農林水産物・加工食品への一層の理解の向上や愛着の醸成、その消費・活用の促進を図り、地域食材を利用しやすい環境づくりを進めます。

3 給食等における県産食材の利用推進

地域で生産される食材等をより身近に感じ、地域の自然、食文化、産業等に関する理解を深めることができるよう、学校給食等への供給体制を整備するとともに、啓発活動を通じ給食施設における積極的な利用を推進します。

4 農産物直売所の活用による生産者と消費者の交流推進

県産食材等の購入を促すとともに、消費者と生産者間の顔の見える関係を築くため、農産物直売所における交流機会の提供を進めます。

5 食品ロス削減に向けた啓発活動

食材や産業への愛着と感謝から「もったいない」の気持ちを育む取組を進め、計画的かつ適量の食品購入や料理の食べ切りに加え、消費しきれない食品の有効活用の普及啓発を行い、食品ロスの削減を推進します。

Plan4 食文化の継承

1 地域における継承活動への支援

地域の文化や技術にこだわりを持って作られた特産品の普及、郷土料理や和食等伝統的な食文化の継承につながる研修会や調理体験等を実施します。また、地域に密着した食育活動を通じて伝統的な食文化を継承する人材を育成し、その活動を支援します。

2 給食等における郷土料理や伝統的な食文化の紹介

地域の食文化に対する理解と関心を深めるため、学校や幼児教育施設の給食等に地元産の食材を使用した郷土料理や和食の献立を取り入れ、食に関する指導に活用されるよう取組を促進します。

重点施策2の目標

◇ 学校給食の地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合の増加

学校給食に地場産農林水産畜産物を使用することは、地域の農林水産物等への理解を深めるとともに、地域の自然や文化及び産業等に触れる機会となります。このため、学校給食において利用する品目数のうち、地場産の占める割合の増加を目標とします。第4期計画で目標値を達成したため、ベースライン値から毎年1ポイント増加させることを前提に、目標値を設定します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
学校給食の地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合	42.9%	48%以上

(出典) 学校給食地場産物活用状況等調査

◇ 宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している学校給食施設の割合の増加

子どもの頃から、地域の郷土料理や伝統食材に慣れ親しむことが食文化の継承につながることから、年10回以上郷土料理を提供する学校給食施設の割合の増加を目標とします。第4期計画で目標値を達成したため、全施設(100%)で10回以上提供することを前提に、目標値を設定します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している学校給食施設の割合	95.9%	100%

(出典) 全国学校給食週間実施報告

◇ 農産物直売所推定売上高の増加

生産者と消費者が直接つながる場所として、地場産品の販売等を行う拠点である農産物直売所での売上高の増加を目標とします。目標値は、関連計画である第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画に合わせて設定します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
農産物直売所推定売上高	135億円	170億円

(出典) 農産物直売所・農山漁村交流施設等調査

◇ 外食や食品を買うときに地産地消を意識している人の割合の増加

外食や食品を購入する際、地産地消を意識して購入する人の増加を目標とします。目標値は、ベースライン値からおおむね1割の増加として設定します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
外食や食品を買うときに地産地消を意識している人 (20歳以上) の割合	50.8%	56%以上

(出典) 食育・食生活実態調査

◇ 食材王国みやぎ地産地消推進店登録数の増加

県民が地域食材を活用しやすい環境整備の一環として、県内で地域食材の活用やPR等、地産地消に積極的に取り組む飲食店や宿泊施設である「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録店の増加を目標とします。目標値は、関連計画である第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画に合わせて設定します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
食材王国みやぎ地産地消推進店登録数	528店	640店

(出典) 食育・地産地消推進事業

◇ 食品ロス量の削減

食材や産業への愛着と感謝の気持ちを持ち、食べ残し等の「食品ロス」の削減を目指します。目標値は、関連計画である宮城県食品ロス削減推進計画に合わせて設定します。

目標指標	ベースライン値 (R5)	目標値 (R12)
食品ロス量(推計値) *家庭系食品ロス量と事業系食品ロス量の合計	7.5万t	7.0万t

(出典) 宮城県循環型社会推進課調べ

食品の安全性の確保は、食生活の基本となります。安全で安心できる食品を望む県民の期待に応えるため、食育活動を通して、食の安全安心に係る信頼関係の確立への取組を支援します。また、自然災害や感染症の流行等の非常時にも、継続して食事の摂取・提供が行われるよう「食の備え」の充実に向けた普及啓発を行います。

Plan5 食の安全安心の推進

1 食の安全安心に関する知識の普及

食の安全安心の確保のため、食品の安全に関する情報を収集するとともに、ホームページや各種広報媒体及びマスメディア等を活用した積極的な情報提供を行います。

2 食品表示の適正化の推進

食品表示法等の関係法令に基づき、食品の品質、衛生及び栄養成分等の表示が適正に行われ、消費者の安全安心や食品選択に役立てられるよう、食品関連事業者及び県民に対する研修会の開催等の普及啓発や表示の適正化に向けた指導等を行います。

3 食の安全安心県民総参加運動への参加促進

安全で安心できる食の実現を目指し、「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」、「みやぎ食の安全安心取組宣言」等、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して取り組む県民総参加運動を推進します。

Plan6 非常時への備えの普及啓発

1 家庭における備えの普及啓発

災害によるライフラインの停止や感染症の流行等の非常時に備え、ローリングストック^(注27)による食料や飲料水等の備蓄や非常用持出品の準備、非常時に最小限の設備で実践できる調理技術等について、ホームページや各種広報媒体等を活用して普及啓発を行います。

2 給食施設における備えの促進

給食施設において、非常時にも継続した食事提供が行えるよう、マニュアル等の整備や、給食施設への指導を通して食事供給体制の強化に努めます。

重点施策3の目標

◇ みやぎ食の安全安心取組宣言登録者数の増加

食の安全安心の確保に向けた取組を実践する生産者、事業者の増加により、安全、安心な食品を選択しやすい環境づくりを目指すため、「みやぎ食の安全安心取組宣言」の登録者の増加を目標とします。目標値は、関連計画である食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）に合わせて設定します。

目標指標	ベースライン値 (R5)	目標値 (R12)
みやぎ食の安全安心取組宣言登録者数	1,898 者	2,500 者以上

(出典) みやぎ食の安全安心取組宣言制度

◇ 災害時に備えて非常用食料を用意している人の割合の増加

家庭における備蓄の推進により、非常用食料を用意している人の割合の増加を目指します。第4期計画で目標の達成に至らなかったため、第4期計画の目標値を継続します。

目標指標	ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)
災害時に備えて非常用食料を用意している人 (20歳以上) の割合	52.2%	72.3%以上

(出典) 食育・食生活実態調査

食育に関する施策を効果的に進めるためには、家庭や地域、幼児教育施設、学校、職場、食品関連事業者、関係団体、行政が連携・協働し、それぞれの役割に応じて主体的に活動していくことが重要であることから、これらの関係機関との連携・協働した取組を促進します。また、健康への関心の有無にかかわらず、自然に健康になれる食環境づくりを進めていきます。

Plan7 食育支援ネットワークの強化

1 食育推進ネットワークの強化

県民に身近な存在である市町村や地域で食育推進に取り組む「みやぎ食育応援団^(注28)」、関係団体、食品関連事業者等に対し、本県が目指す食育施策への参画を広く呼びかけます。また、団体間の連携や協働での取組等、社会全体で食育が展開されるよう関係者相互の連携強化に取り組めます。

2 子どもや若い世代への食育推進体制の強化

食に関する指導計画等の作成と計画に基づく実施及び評価を通して、幼児教育施設、小中学校等における教職員全体で取り組む食育推進体制の強化・充実を図ります。また、関係機関と連携し、生徒及び学生を対象に、高校、専門学校及び大学等での食育機会の確保、職場の食堂等を活用した取組や健康管理部門での食育及び健康教育の充実等を図ります。

子どもや若い世代に対する食育の重要性についての普及啓発、取組事例及び指導者等に関する情報提供の強化に向けた取組を推進します。

3 食育に関わる人材の育成・活動支援

学識経験者や食育関係団体等で構成される宮城県食育推進会議^(注29)を中心として、食育の更なる推進に取り組めます。また、食生活改善推進員^(注30)やみやぎ食育コーディネーター等、食育に取り組む人材の育成と活動の支援を行うとともに、これらの人材や取組に関する情報を広く発信し、人材活用を促進します。

Plan8 食育を実践しやすい環境づくり

1 情報アクセスの向上

コンビニ、スーパー、食品メーカーや飲食店等の食品関連事業者、学校や職場等多様な主体と連携し、テレビ・ラジオ・インターネット・SNS等のメディアを通じて、誰もが栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食生活に向けた情報にアクセスしやすい環境整備を進めます。また、地域の食材を使った郷土料理、地産地消や食文化の継承が推進されるよう、あらゆる機会を捉えて関連する情報の積極的な発信や調理等の体験機会を設けることで、食育に関心の低い人にも情報が届く環境づくりを進めます。

2 食品アクセスの向上

健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブの取組を推進し、食塩の過剰摂取等の課題に産学官連携で取り組む体制づくりを進めます。食品関連事業者、大学等の研究機関、マスメディアや関係団体、行政機関等、多くの関係機関の連携・協力のもとに、健康への関心の有無にかかわらず、健康的な食事が身近な場所で入手できる環境づくりを進めます。

重点施策4の目標

◇ 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブに参画する団体数の増加

自然に健康になれる食環境づくりを進めるためには、県が推進していく産学官の連携組織である「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」へ多くの団体が参画することが不可欠であることから、この取組に参画する団体を増やすことを目標とします。ベースライン値及び目標値は、イニシアチブの活動が開始した後に設定します。

目標指標	ベースライン値 (R8)	目標値 (R12)
健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブに参画する団体数	今後把握	今後設定

(出典) 宮城県健康推進課調べ

目 標 一 覧

目標指標		ベースライン値 (R6)	目標値 (R12)	出 典
重点施策１：食育を通じた健康づくり				
食育に関心を持っている人（20歳以上）の割合		75.0%	83%以上	食育・食生活実態調査
朝食を毎日食べる人の割合	20歳～39歳	64.0%	70%以上	食育・食生活実態調査
	小学6年生	94.2%	95.5%	全国学力・学習状況調査
1日当たりの食塩摂取量	男性（20歳以上）	11.2g（R4）	7.5g未満	県民健康・栄養調査
	女性（20歳以上）	9.7g（R4）	6.5g未満	
1日当たりの野菜摂取量（20歳以上）		275g（R4）	350g以上	県民健康・栄養調査
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人（20歳以上）の割合		73.4%	80%以上	食育・食生活実態調査
ゆっくりよく噛んで食事をする人（20歳以上）の割合		59.9%	66%以上	食育・食生活実態調査
栄養成分表示を参考にしている人（20歳以上）の割合		37.9%	60%以上	食育・食生活実態調査
地域等で共食したいと思う人（20歳以上）が共食する割合		71.3%	75%以上	食育・食生活実態調査
重点施策２：「食材王国みやぎ」の理解と継承				
学校給食の地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合		42.9%	48%以上	学校給食地場産物活用状況等調査
宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している学校給食施設の割合		95.9%	100%	全国学校給食週間実施報告
農産物直売所推定売上高		135億円	170億円	農産物直売所・農山漁村交流施設等調査
外食や食品を買うときに地産地消を意識している人（20歳以上）の割合		50.8%	56%以上	食育・食生活実態調査
食材王国みやぎ地産地消推進店登録数		528店	640店	食育・地産地消推進事業
食品ロス量（推計値）		7.5万t（R5）	7.0万t	循環型社会推進課調べ
重点施策３：食の安全安心と非常時への備え				
みやぎ食の安全安心取組宣言登録者数		1,898者（R5）	2,500者以上	みやぎ食の安全安心取組宣言制度
災害時に備えて非常用食料を用意している人（20歳以上）の割合		52.2%	72.3%以上	食育・食生活実態調査
重点施策４：食育を実践しやすい環境づくり				
健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブに参画する団体数		今後把握（R8）	今後設定	健康推進課調べ

10 ライフステージに応じた食育の取組

生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送るための基本となる食を営む力は、子どもの頃からライフステージに応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより育まれます。

このため、各ライフステージに応じて身体的、精神的、社会的特徴を踏まえた食育への取組を進めていくことが必要となります。本計画ではライフステージを次の4つに区分し、それぞれの特徴に応じた取組の方向性と取組内容を示し、食育を推進します。特に、次世代へ伝えつなげる食育の推進を図るため、子どもや若い世代を中心とした取組を進めていきます。

ライフステージに応じた食育の取組を推進

ライフステージ	年齢の目安	食育のテーマ
子ども	おおむね18歳以下 (乳幼児期、学童期、思春期)	望ましい食習慣の形成と定着
若い世代	おおむね19歳～39歳 (青年期)	健全で豊かな食生活の実現
働き盛り世代	おおむね40歳～64歳	健全で豊かな食生活の実践と次世代への継承
高齢期	おおむね65歳以上	食を通じた豊かな生活の実現と食文化の伝承

生涯を通して健康で心身ともに豊かな生活を送るためには、子どもの頃から望ましい食習慣を身に付け、実践することが重要です。

乳幼児期から学童期にかけては、心身の成長が人間の一生のうちで最も著しく、幼児期には食生活の基本となる味覚が形成されます。この時期の食経験は食べ物への嗜好に影響を与えるため、いろいろな食品に親しみ、味覚、嗅覚、視覚等、食に関する五感を磨くとともに、楽しい雰囲気ですることで、食べる楽しさを体験することが必要です。

家庭では、家族そろって食事をする機会の減少等から、食に対する関心や食べ物に感謝する心の薄れ、孤食^(注31)や朝食の欠食、食事マナーの乱れ等の問題が指摘されるとともに、偏った食事による肥満やむし歯、小児生活習慣病の増加等が懸念されています。一方で、料理動画等デジタルツールの発達、男性の料理への参画が進む等、家庭での食育が充実することが期待されています。

学校給食においては、新型コロナウイルス感染症対策により、黙食の推奨等が行われましたが、徐々に友だちと一緒に楽しく共食するというコミュニケーションの場に戻ってきています。

子ども達自身が、健全な食生活に関する知識や技術を身に付けるとともに、家庭での食事、給食及び農林漁業体験等の取組を通して、食材、食文化、生産及び流通への関心を高めることが大切です。そのためには、家庭、幼児教育施設、学校及び地域等の関係者が連携、協働して食育の機会を増やし、取り組んでいくことが必要です。

高校生は、「食の自立」に向けた大切な時期である一方で、給食等を通じて行われてきた食育の機会が途切れてしまう時期でもあります。これまで身に付けた食育の知識を、自分で自由に食事を選択する場面でもうまく活用し、大人になっても継続していけるよう、高校生及びその保護者に対する食育機会の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

- ・ 歯と口腔の成長発達に応じた食べ方により、食べる・飲み込む等の口腔機能の基礎を育む(乳幼児期)
- ・ 食生活リズムや生活習慣の基礎を身に付ける(幼児期)
- ・ 食前食後の挨拶、箸の使い方や姿勢等の食事のマナー、食前食後の手洗い等を身に付ける(幼児期・学童期)
- ・ 五感を使って様々な味や食品に親しみ、食べる楽しさを理解する(幼児期・学童期)
- ・ 家庭や学校での食に関わる活動を通して、食の重要性を理解し、望ましい食習慣を形成する(学童期)
- ・ 日常の食事の準備や調理できる力を身に付ける(学童期・思春期)
- ・ 食文化や伝統に関心、知識及び愛着を持ち、食べ物を大切にする気持ちを育む(学童期・思春期)
- ・ 自らの健康に関心を持ち、栄養バランスに関する判断力や選択力を養う(思春期)

【家庭に期待される取組（保護者等に期待される取組）】

- 1日3回の食事（間食）で規則正しい食生活リズムをつくる
- 家族で食事の準備や調理を楽しむ
- 栄養バランスのとれた食事や減塩を心がけ、子どもが様々な食べ物を味わえるよう配慮する
- 家族での楽しい食事を通して食事マナーや食べ物に感謝する心を伝える
- 正しい手洗いの方法を身に付ける
- 健康な歯と口腔を育てるため、歯みがき習慣を身に付ける
- 食事づくりや買い物等の手伝いをさせる
- 食事づくりの基本を教える。小学校高学年以降になったら、自分や家族の食事づくりを体験させる
- 成長に必要な栄養が摂取できるバランスのとれた食事となるよう内容を工夫する
- 栽培、収穫等の食の体験を通して農林水産物やそれらを生み出す産業への理解を深めるとともに、地域の食材や行事食、郷土料理を取り入れた食生活に配慮する

【学校、幼児教育施設に期待される取組】

＜幼児教育施設＞

- 指導計画等の中に食育に関する計画を位置付けるとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つよう、その改善・充実に努める
- 子どもの発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食や食物アレルギー等へ配慮した給食を提供する
- 健康な歯と口腔を育てるため、発達段階に応じて歯みがき等の習慣を身に付ける
- 食物アレルギー等、食に関する健康問題を有する子どもへの対応や保護者への指導を行う
- 給食に地域食材や郷土料理、行事食を取り入れる
- 栽培、収穫等の体験を楽しみ、食への関心を高める
- 食に関する情報を家庭へ発信し、保護者からの相談に対して助言を行う

<小・中学校>

- 「食に関する指導に係る全体計画」を作成・実施し、指導効果を踏まえて改善を加えながら、学校全体で食育を推進する
- 学校給食と各教科を関連づけた食に関する指導を展開する
- 肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響等について、必要な知識と実践力を育てる
- 健康な歯と口腔を育てるため、歯みがき指導やむし歯予防対策を行う
- 食物アレルギー等、食に関する健康問題を有する子どもへの対応や指導を行う
- 給食に、地域食材や郷土料理、行事食を取り入れる
- 生産活動等の機会を作り、地域の生産者との交流を図る
- 食に関する情報を家庭へ発信し、保護者からの相談に対して助言を行う

<高等学校>

- 各教科の特質を生かして、食に関する指導を行う
- 肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響等について、必要な知識と実践力を育てる
- 食に関する情報を家庭へ発信し、保護者の相談や助言を行う
- 食料の生産・流通と食生活との関係や、食品ロスの防止など環境に配慮した食生活についても関心を高める
- 健康な歯と口腔を育てるため、歯みがき指導や歯周病予防啓発を行う

【地域に期待される取組】

<食育推進に関わるボランティア等>

- 幼児教育施設、学校等が行う食育活動へ協力する
- 芋煮会等の季節行事を通じて、食文化の継承や共食の機会を提供する

<生産者・食品関連事業者等>

- 給食での地域食材の活用に協力する
- 生産や販売体験の機会を提供する
- 飲食店や量販店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

大学進学や就職で家庭を離れ、一人暮らしが始まることも多く、食生活の自己管理が求められます。また、結婚、出産、子育て等、社会的にも大きく変化する時期です。

若い世代の食生活は、メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症等健康に大きな影響を及ぼすことから、食事の栄養バランスや生活リズムを再点検し、自らの健康状態の把握に努めることが大切です。2020年の日本学術会議でも、高校卒業以降の若年成年期には、健康教育が十分されておらず、大学での健康教育の必修科目化、入社オリエンテーションや成人式(二十歳を祝う会等)等の機会に健康への関心を喚起し、正しい食育・健康教育の場が広く設けられるべき、と提言されています。

しかしながら、仕事等で生活が不規則になりがちで、朝食を食べない人の割合も高くなります。また、新型コロナウイルス感染症流行後、テイクアウトやデリバリー等、中食が利用しやすい環境が拡大しており、自ら食に関する正しい情報を選択する知識を持つとともに、食品関連事業者等が食品や料理の栄養成分等の情報をわかりやすく発信することや、従来よりも食塩が低減された食品等、健康に配慮した食品が身近な場所で入手できる環境整備が求められます。さらに、子育ての期間と重なることも多いため、子どもの基本的な生活習慣の基礎づくりや確立が親の生活習慣に大きく影響されることを理解し、家庭はもちろん、幼児教育施設、学校、生産者、食品関連事業者、行政機関等社会全体で次世代への食育に取り組む必要があります。また、デジタル化の推進、暮らし方や働き方の変化に応じた食育を推進していく必要があります。

取組の方向性

- ・ 自らの健康状態を把握し、望ましい食生活を実践する
- ・ 食に関する正しい情報を選択する力を身に付ける
- ・ 家庭において子どもたちへの食育に取り組む
- ・ 食品の安全性に関する知識を持つ
- ・ 地域の食文化や郷土料理等の知識を高める

【家庭に期待される取組】

- 家族で一緒に食卓を囲み、食について子どもと学ぶ機会を作る
- 栽培、収穫等の食の体験を通して農林水産物やそれらを生み出す産業への理解や愛着を深めるとともに、地域食材や行事食、郷土料理を取り入れた食生活に配慮する
- 食生活を再点検し、望ましい食生活(適正な食量、栄養バランス、減塩等)を実践し、生活習慣病予防に努める
- 栄養成分表示を参考にして食品を選ぶ
- 健康診断や歯科健診を定期的に受診し、健康を維持する
- 食品ロスの削減や非常時の備えを考慮し、食品を計画的に購入する

【大学や職場等に期待される取組】

＜専門学校・大学＞

- 専門学校・大学の食堂や売店で栄養バランスに配慮した食事・商品を提供するとともに、地域食材や行事食、郷土料理を取り入れた食事を提供する
- 健康や栄養・食生活に関する情報を提供する
- 新たに一人暮らしを始める等、自分自身で食生活を管理する必要に迫られる時期にあたる学生向けに、入学オリエンテーション等を活用し、食生活や健康に関する情報提供を行う

＜職場＞

- 職場において、定期的に食生活改善に向けた全社的な運動（野菜摂取月間等）の実施や、自動販売機や売店などで健康に配慮した商品を提供するなど、健康的な食生活を実践しやすい環境づくりを行う
- 新たに一人暮らしを始める等、自分自身で食生活を管理する必要に迫られる時期にあたる新入社員向けに、研修等を活用し、食生活や健康に関する情報提供を行う
- 職場の健診等で栄養・食生活や健康に関する情報提供及び保健指導を実施する
- 社員食堂において、栄養バランスに配慮した食事を提供するとともに、地域食材や行事食、郷土料理を取り入れた食事を提供する。

【地域に期待される取組】

＜食育推進に関わるボランティア等＞

- 食に関する情報提供を行う
- 地域食材や行事食、郷土料理についての知識を普及し、地域の食への愛着を醸成する

＜生産者・食品関連事業者等＞

- 飲食店や量販店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

職場や地域において中心となって活躍する働き盛り世代は、仕事や子育て等でストレスを受けやすく、多忙なこともあり、自分の健康管理が疎かになる傾向があります。

仕事においては、テレワークやデジタル化の推進等、これまでと異なった働き方も求められています。

肥満、メタボリックシンドロームから高血圧や糖尿病等の生活習慣病の発症に注意が必要な年代であり、健診・保健指導の積極的な受診や生活習慣の改善により、自らの健康管理に努めることが健康寿命の延伸につながります。

さらに、この世代は思春期の子育ての期間と重なることも多く、子どもの生活習慣が不規則になりがちで、家庭が食に関する教育機能を担うことが難しい時期でもあります。また、子どもの進学、就職等の自立に向けて、食生活においても自己管理能力を身に付けさせることが必要になります。

そのため、食に関する知識や食事づくりの基本等を子どもに伝えつなげていくことの重要性を理解し、家庭はもちろん幼児教育施設、学校、生産者、食品関連事業者、行政機関等、社会全体で次世代への食育に取り組むことが必要です。また、デジタル化の推進、暮らし方や働き方の変化に応じた食育を推進していく必要があります。

取組の方向性

- ・適切な栄養バランスと食事量で適正体重を維持し、健康管理に努める
- ・世界の食料事情を理解し、無駄のない食生活を実践する
- ・食品の安全性や非常時の食に関する知識を高め、家庭や地域で伝える
- ・地域の食文化や郷土料理等の知識を高め、次世代に継承する

【家庭に期待される取組】

- 家族で一緒に食卓を囲み、食について子どもと学ぶ機会を作る
- 栽培、収穫等の体験を通して農林水産物やそれらを生み出す産業への理解や愛着を深めるとともに、地域食材や行事食、郷土料理を取り入れた食生活に配慮する
- 食生活を再点検し、望ましい食生活（適正な食事量、栄養バランス、減塩等）を実践し、生活習慣病予防に努める
- 栄養成分表示を参考にして食品を選ぶ
- 健康診断や歯科健診を定期的に受診し、健康を維持する
- 食品ロスの削減や非常時の備えを考慮し、食品を計画的に購入する

【職場に期待される取組】

- 職場において、定期的に食生活改善に向けた全社的な運動（野菜摂取月間等）の実施や、自動販売機や売店などで健康に配慮した商品を提供するなど、健康的な食生活を実践しやすい環境づくりを行う
- 職場の健診等で栄養・食生活や健康に関する情報提供及び保健指導を実施する
- 社員食堂で栄養バランスに配慮するとともに、地域食材、行事食、郷土料理を取り入れた食事を提供する

【地域に期待される取組】

＜食育推進に関わるボランティア等＞

- 食に関する情報提供を行う
- 地域食材や行事食、郷土料理についての知識を普及し、地域の食への愛着を醸成する

＜生産者・食品関連事業者等＞

- 飲食店や量販店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

高齢期は、加齢により身体機能が低下し健康問題が生じやすくなりますが、健康状態は個人差が大きくなっていくことから、自らの身体の変化に合わせた望ましい食生活を維持し、健康管理に努めることでQOL (Quality of life) の向上や健康寿命を延伸することが重要です。

また、退職や子どもの自立等により、これまで培ってきた知識等を地域社会で生かすことに取り組みやすくなることから、食に関する豊富な知識と経験を家族や地域へ継承する指導的な役割も期待されます。

一方、新しい生活様式における外出機会の減少等から、特に、高齢者の単身世帯では、孤食や調理が困難なこと等による低栄養等が懸念されており、地域で高齢者の健全な食生活を支える体制が必要となっています。

取組の方向性

- ・自身の健康状態に合わせ、QOLを維持するため、望ましい食生活を維持する
- ・家族や友人等と積極的に共食の機会を持ち、しっかり食べて、しっかり動く習慣を継続することで、フレイルを予防する
- ・食を通した交流により日々の生活を楽しむ
- ・食文化や郷土料理に関する豊富な知識と経験を次世代に伝える

【家庭に期待される取組】

- 栄養バランスや減塩等に配慮し、適度な運動等を組み合わせてフレイルを予防する
- 健康診断や歯科健診を定期的に受診し、健康を維持する
- 家族で地域食材や行事食、郷土料理を楽しみ、高齢者の食に関する豊富な知識・技術を学ぶ
- 食品ロスの削減や非常時の備えを考慮し、食品を計画的に購入する

【地域に期待される取組】

<食育推進に関わるボランティア等>

- 食に関する情報提供を行う
- 高齢者の持つ地域食材や行事食、郷土料理についての知識を普及する機会を設ける等、高齢者の活躍の場や共食の機会を設定し、地域とのつながりづくりを行う

<生産者・食品関連事業者等>

- 飲食店や量販店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する
- 高齢者が利用しやすい小分けの食品や宅配等のサービスを充実させる

ライフステージ別 県の主な取組

取組の名称	取組の概要	対象ステージ			
		子ども	若い世代	働き盛り	高齢期
①生活習慣病予防等、健康づくりに関する普及啓発	みやぎ21健康プランを推進し、健康づくりを支援する環境の整備を図るとともに、健康づくりを県民運動として展開することにより、生活習慣の改善等健康づくりに対する県民の意識の醸成を図ります。	○	○	○	○
②歯科保健対策	宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 ^(注32) に基づく取組を進め、県民一人一人がその健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう支援します。むし歯や歯周病等の対策に加え、「よく噛んで味わって食べる」食べ方についての啓発を行います。 【乳幼児期・少年期】歯や口腔の機能の発達状態に応じた支援を推進します。 【青年期・壮年期】生活習慣病対策も視野に入れた歯周疾患対策を推進します。 【中年期・高齢期】噛む力や飲み込む力等の口腔機能の維持に対する支援を推進します。	○	○	○	○
③健全な食生活の実践に関する普及啓発	食に関する関心を高めるとともに、栄養素、食品及び料理の知識や調理方法についてわかりやすく普及するため、イベントやホームページ及び各種広報媒体等を活用して、生活習慣病予防や健康増進のための食事の普及啓発を図ります。	○	○	○	○
④基本的な生活習慣確立の推進	子どもの健やかな育ちを促すため「しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ぶで健やかに伸びル(ルルブル)」という基本的な生活習慣の定着を広く呼びかけ、子どもの生活リズムの向上を図ります。	○	○		
⑤学ぶ土台づくりの推進	みやぎの学ぶ土台づくり ^(注33) に基づき、幼児期の基本的な生活習慣の確立の重要性や親子が一緒に取り組む必要性について、幅広く普及啓発を図ります。	○	○	○	○
⑥家庭教育支援体制の充実	子育て・親育ち講座を開催し、基本的な生活習慣や食に関して学ぶ機会を提供するとともに、保護者に対して、家庭教育に関する情報の提供やアドバイスを行う子育てサポーター ^(注34) を養成します。	○	○	○	○
⑦食生活改善講習会等の開催	肥満予防や減塩をテーマにした生活習慣病の発症予防や低栄養予防等のための食生活改善講習会等を開催します。	○	○	○	○

取組の名称	取組の概要	対象ステージ			
		子ども	若い世代	働き盛り	高齢期
⑧ 給食施設における食育推進体制の整備	幼児教育施設、学校、事業所、高齢者施設等の給食施設において、食育や食に関する指導体制の整備を進め、栄養士による栄養指導や情報提供を充実し、対象に応じた食育の推進を図ります。 学校においては、栄養教諭を中心とした児童生徒に対する食に関する指導や家庭への情報提供の充実を図ります。	○	○	○	○
⑨ 食に関する体験等の支援	市町村や民間団体等が実施する都市農村交流活動への支援や、小学校の総合的な学習の時間における田んぼの生き物調査等の実施、体験講師のマッチング等の体験活動の支援や啓発活動を通じ、県産農林水産物や地域産業への理解促進を図ります。	○	○	○	○
⑩ 学校給食等への地域食材利用拡大	県内各地で生産・加工される農林水産物について、食材情報の発信や郷土料理の紹介等の啓発活動や、安定供給のための支援を通じ、学校給食等における県産農林水産物の利用率を高めます。	○			
⑪ 地域食材への理解促進及び販路拡大	生産者と消費者の交流を図る場の提供を行うとともに、飲食店や量販店等で提供される機会を増やし、県内で生産される農林水産物・加工食品への一層の理解の向上や愛着の醸成、その消費・活用の促進を図ります。	○	○	○	○
⑫ 食品ロス削減の取組	食品ロスを削減するため、各種イベントでの料理の食べきりの呼びかけ等、県民への啓発活動を実施します。	○	○	○	○
⑬ 食の安全安心に関する情報の提供	食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供します。	○	○	○	○
⑭ 食の備えの啓発	災害時における備蓄のローリングストックや非常用持出品の整備、非常時の調理技術等について普及啓発を図ります。給食施設においては、非常時にも継続した食事提供が行えるよう、体制強化に努めます。	○	○	○	○
⑮ 幼児教育施設及び学校の教職員の研修	幼児教育施設及び学校において適切な食育が推進されるよう、食育に関わる給食関係者、栄養教諭等の教職員向けの研修会を実施し、資質の向上を図ります。	○			
⑯ 食育の推進に関わる人材の育成・活動支援	地域で食育を推進するみやぎ食育コーディネーター等の人材を育成し、その活動を支援します。	○	○	○	○
⑰ 食環境の整備	社員食堂、飲食店や量販店及び加工食品等の食品関連事業者等において、減塩等の健康に配慮した食品や情報へのアクセス改善に取り組み、自然に健康になれる食環境の整備を推進します。	○	○	○	○

11 県民運動としての食育推進運動の展開

食育推進の実効性を高めるためには、行政と関係機関等が更なる連携強化を進め、多様な関係者が連携・補完しながら、地域や家庭における県民主体の取組が実践できる体制を推進していくことが不可欠です。

関係機関がそれぞれの役割に応じて活動するとともに、食育を推進する関係者等と積極的に連携することで、食育を県民運動として展開し、県民一人一人の食育に関する主体的な取組の推進を図ります。

(1) 食育に関する普及啓発

ア みやぎ食育推進月間の実施と啓発活動

- ・食育推進運動を重点的かつ効果的に実施するため、11月の「みやぎ食育推進月間」において、地域、教育機関、関連団体及び行政が連携し、各種イベント等の啓発活動を集中的に実施します。
- ・食育に積極的に取り組む個人、団体、企業等に対する表彰を行います。
- ・食育に関するシンポジウムや研修会、各種イベント等を開催します。
- ・県庁食堂等で地産地消や健康づくりを目的に食育ランチ等を提供します。

イ 食生活の重要性についての普及啓発

- ・食事バランスガイド等を活用し、健康増進及び生活習慣病予防のための食事を普及啓発します。
- ・ルルブルや「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的生活習慣の定着を家庭、地域及び関係機関の連携により促進します。
- ・消費者、生産者、事業者及び行政が連携し、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開することにより、安全で安心できる食の実現を図ります。

ウ 食育に係る取組事例の紹介

- ・食育に関するイベント情報、関係機関、団体及びみやぎ食育コーディネーター等が行う特色ある取組や好事例等を紹介します。

エ 食育に関する情報の発信

- ・「みやぎの食育通信」を定期的に発行し、地産地消のレシピや県産食材の紹介、食育の取組に関する情報を広く県民に発信します。
- ・「食材王国みやぎ」の取組を広く周知します。
- ・食の安全安心に関する情報を発信します。
- ・食品ロスや非常時の食の備えに関する情報を発信します。
- ・ホームページやパンフレット等を活用し、必要な情報を発信します。

(2) 食育推進関係団体等、多様な関係者による支援体制整備

ア 食育推進に関わる関係団体等との連携と協働

- ・食育推進関係者等との連携や活動支援を通して、食育を県民運動として展開する体制を整備します。
- ・みやぎ食育コーディネーター等の研修会開催等を通し、その活動を支援します。
- ・地域食材を活用した料理教室や郷土料理の伝承等の実践を支援します。
- ・食生活改善地区組織や地区栄養士会、NPO等、地域で組織的に食育活動を行っている団体の活動を支援します。

イ 関係者間相互のネットワーク強化

- ・食育に関する普及啓発活動等を通して、食育推進関係団体及びみやぎ食育コーディネーター等、関係者間相互の連携を強化します。

ウ 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブの推進

- ・産学官連携で、健康的で持続可能な食環境の実現に向けた取組を進めます。多様な関係機関とともに、食塩摂取量の低減等宮城県の健康課題解決に向けた行動目標の設定と実践を促し、その実現に向け関係者向けの支援や連携強化の体制づくりを進めます。



「ベジプラス100&塩eco」の取組

県の健康課題となっている若い世代や働き盛り世代における肥満及びメタボリックシンドロームの改善には、不足しがちな野菜の摂取を意識し、バランスの良い食事を摂ること、食塩の摂取を控えることが効果的です。

このため、県では、「野菜！あと100g」及び「減塩！あと3g」を目指す「ベジプラス100&塩eco（しおエコ）」を推進し、啓発イベントやレシピの提供等を行っています。この取組では、多忙な働き盛り世代の食生活をサポートするため、スーパーやコンビニエンスストア、飲食店、社員食堂等と連携し、野菜たっぷりで塩分控えめの食事メニューや弁当・そうざい等が手軽に利用・購入できる環境づくりも進めています。



◀県内スーパーや百貨店における「ベジプラスメニュー」の販売を通した食環境整備

◀小売店において、買い物をしながら野菜摂取量の把握をできる「体験型ベジプラスコーナー」による普及啓発



▲ロゴマークの活用による「ベジプラス100&塩eco」の普及・定着促進

12 食育の推進体制と関係者の役割

食育では、県民一人一人が食に関する問題を自らの問題と捉え、主体的に実践していくことが重要ですが、個人が所属する家庭や幼児教育施設、学校、職場や関係団体等がそれぞれ食育に関する役割を担い、連携・協働していくことで、食育に関する取組が点から線、線から面へと広がり、県民一人一人に浸透していくことが期待できます。

(1) 推進体制及び進行管理

【県の推進体制】

●宮城県食育推進会議、食育推進本部

平成18年4月に学識経験者や食育の推進に関係する団体で構成する宮城県食育推進会議を設置するとともに、県庁内の各部局が横断的に連携して食育に取り組むため、宮城県食育推進本部を設置し、食育推進計画の作成と総合的かつ計画的な取組を推進します。

【市町村の推進体制】

地域の特性を生かし地域に密着した食育を進めるためには、より県民に身近な行政機関である市町村が主体的に食育に取り組むことが欠かせません。このため、市町村においては、学識経験者や関連団体で構成する市町村食育推進会議等を設置し、地域の特性を生かした市町村食育推進計画を策定するとともに、計画的に取組を推進することが必要です。

(2) 関係者の役割

【県の役割】

食育に関する普及啓発を行い、県民一人一人の食に対する意識の高揚を図るとともに、取組の定着化のための環境整備を推進します。また、幼児教育施設、学校、事業者、関係団体、市町村等の連携を強化するとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を県民運動として展開します。さらに、食育活動を実践しやすい環境整備に向け、産学官連携の取組を推進します。

【市町村の役割】

市町村に配置されている管理栄養士・栄養士が食育推進のリーダーとなり、市町村関係各課等との連携体制を構築し、県（保健福祉事務所、地方振興事務所、教育事務所等）とともに家庭と地域を結び、幼児教育施設、学校、生産者、事業者、関係団体等との連携を図りながら、地域の特色を生かした食育の推進に積極的に努めるものとします。また、家庭での食育への取組を支援するため、乳幼児健診や育児相談等での保護者等への情報提供や子育てを支えるサポーター、食生活改善推進員等の人材育成に努めるものとします。

【教育関係者等の役割】

幼児教育施設、学校等は、教職員の共通理解のもと、食育推進体制の整備・強化に努めるものとします。家庭や地域に対しては食に関する情報を発信するとともに、行政機関や関連団体との連携を図り、望ましい食習慣を身に付ける重要な時期である子どもや若い世代への食育に積極的に取り組むよう努めるものとします。

【保健福祉医療関係者の役割】

保健、社会福祉、医療関係者及び関係団体は、離乳食指導や栄養指導をはじめとし、自主的かつ積極的に食についての情報提供等に努めるものとします。また、他の関連団体等と連携し、食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

【大学等研究機関の役割】

食育の企画及び評価を客観的に把握できるよう、調査・研究に積極的に協力するよう努めるものとします。

【職場の役割】

従業員が仕事と家庭の両立等多忙な生活を健康で過ごし、退職後も維持することができるよう、健康診断に基づく保健、栄養指導の実施や社員食堂等で健康に配慮した食事の提供、健康・栄養に関する情報提供等に努めるものとします。

【生産者等の役割】

農林漁業に関する体験活動等の受入れ、食物の生産の過程を学ぶ機会の提供に加え、学校給食等への地場産食材の供給や積極的な情報発信等により、地産地消への取組を推進するよう努めるものとします。また、他の関連団体等と連携し、食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

【食品関連事業者等の役割】

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者は、食品の安全性の確保、栄養成分表示、健康への配慮等に積極的に取り組むよう努めるものとします。

【食生活改善団体、消費者団体、NPO、PTA、栄養士会等食育関係団体の役割】

地域において県民一人一人が主体的に食育に取り組むために、それぞれに有する専門性や特徴を生かし、生産・調理体験や地域の特色ある食文化の伝承、食の安全安心に関する知識の普及等、地域住民と一体となった活動を推進するよう努めるものとします。

【マスメディアの役割】

県民が食に関する正しい情報を選択できるよう、科学的な根拠に基づいた正しい情報の伝達に努めるものとします。

【家庭の役割】

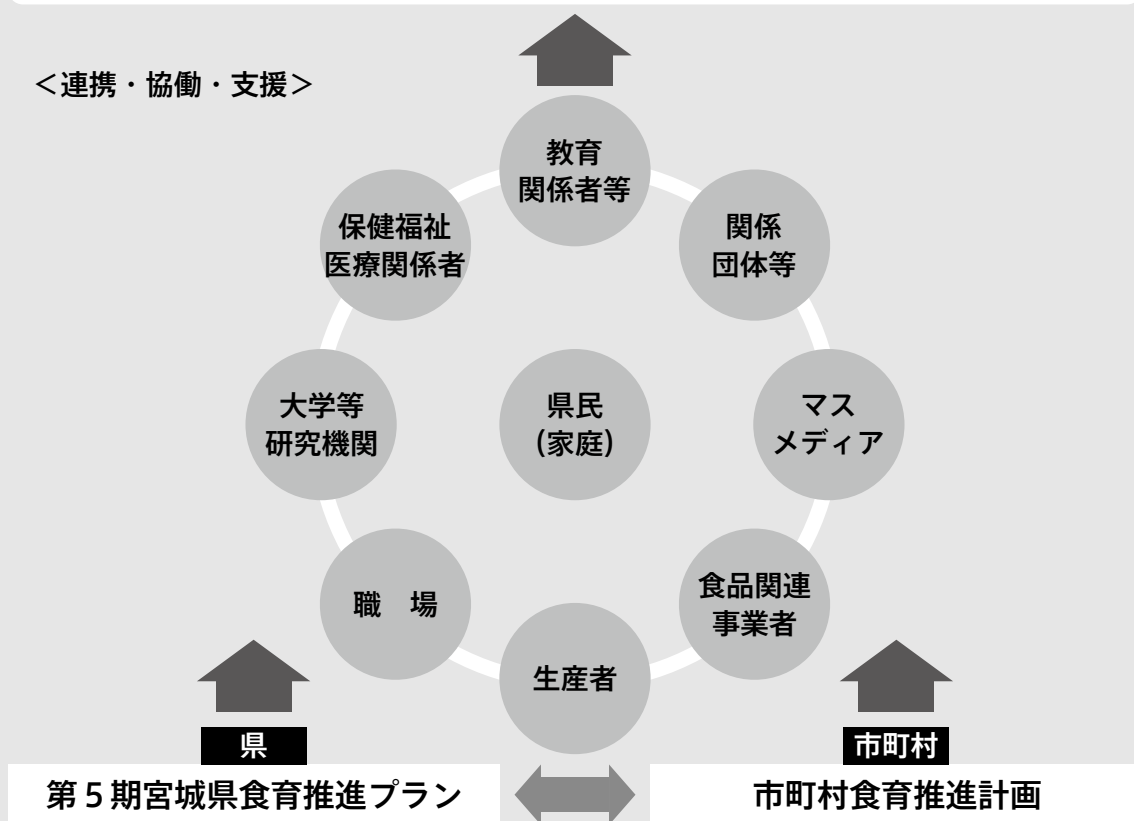
家庭は、生涯を通して健全な食生活を実践する場となります。食育においては、家庭が最も重要な役割を担っていることから、子どもの頃から楽しく食べる環境づくりに配慮するとともに、特に、子どもの望ましい食習慣の確立に積極的に取り組むものとします。また、日々の食事を通して食文化を伝える等の役割を果たすものとします。

食育推進のイメージ

基本目標

- 1 県民一人一人が、食を生きる上での基本として捉え、健全な食生活と心身の健康増進を目指します
- 2 多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します

<連携・協働・支援>



用語解説

(注1) 食育

食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けている。

(注2) 食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

(注3) 健康日本21(第3次)

令和6年度から令和17年度までの「21世紀における第3次国民健康づくり運動」のこと。令和5年5月の厚生労働省告示で改正された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件」において、国民の健康の増進に関する基本的な方向性や目標等の基本的な事項が示され、推進することとされている。

(注4) 食料・農業・農村基本計画

「食料・農業・農村基本法」に基づく、初めての基本計画として令和7年4月に策定。食料安全保障の強化、持続可能な農業システムの構築等を目指しており、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して持続可能な供給に資する物の選択に努めることとされた。その具体的な取組方策として「学校等での食育の強化」、「大人の食育の推進」、「国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大」等が計画の中に位置付けられている。

(注5) 和食；日本人の伝統的な食文化

平成25年12月「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。

「和食」とは、料理そのものだけでなく、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を示すもの。

(注6) SDGs(持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際開発目標で、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すもの。

【SDGsの17のゴール】



(画像出典：国際連合広報センター)

(注7) 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会報告書

国民の健康の保持増進のほか、SDGsの達成にも資するものとして、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの方向性について、令和3年6月に取りまとめられた報告書。産学官連携のもと、優先的に取り組むべき栄養課題として、食塩の過剰摂取、若い女性のやせに加え、経済格差に伴う栄養格差等を位置付けており、その解決に向けた産学官連携による取組の必要性等が記載されている。

(注8) 東京栄養サミット2021

ロンドン(2013年)、リオデジャネイロ(2016年)に続く3回目の栄養サミットとして、2021年12月に日本政府の主催により開催。先進国・途上国を問わず、過栄養や栄養の偏り、気候変動、食品ロス等の地球規模の課題解決に向けた議論が行われ、各国、国際機関から成果文書(東京栄養宣言)が出された。国内においても、栄養と環境に配慮した食生活、バランスのとれた食、健康経営等を通じた栄養改善を行っていく旨を表明した。

(注9) 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

厚生労働省が主体となり、令和4年3月に産学官連携による食環境づくりの推進体制として設立。「食塩の過剰摂取」、「若い女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官の連携・協働により健康に無関心な人も含め、誰しものが自然に健康になれる食環境づくりを目指している。各都道府県に対しても、国との連携(アライアンス)を求めている。

(注10) 官民連携食育プラットフォーム

様々な形で民間企業等が連携して食育活動に取り組むことで、大人の消費者の食や農への理解と行動変容を目指し、農林水産省が中心となり、令和7年5月に設立された体制。企業等による食育活動の発信、企業間の取組連携のほか、国・地方の行政、教育関係者、農林漁業者等との新たな連携の創出により、消費者への働きかけを進めることとしている。

(注11) メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。食事や運動、喫煙等の生活習慣を改善しなければ、動脈硬化を進行させ、心疾患や脳血管疾患等が起こりやすくなる。

(注12) みやぎ食育コーディネーター

食や健康等に関する幅広い知識と経験を持ち、地域の中心となって食育活動を推進していく人材を育成する県主催の養成講座や研修会等を修了し、登録をしている方。

(注13) 「食材王国みやぎ」

宮城の豊かな自然に恵まれた海・山・大地の育む食材の多彩さ、質の高さ、魅力を表す「メッセージ」であるとともに、これらの多彩な食材資源を基盤に食関連産業の振興を狙いとする関係者共通の目指すべき「テーマ」として位置付けたもの。

(注14) 地産地消

「地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)をその生産された地域内において消費すること」を意味する言葉で、地域の消費者需要に応じた生産と、生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結び付ける取組のこと。

(注15) 栄養成分表示

食品表示法(※)の規定により平成27年4月1日から一部の事業者を除き、一般加工食品の栄養成分の量及び熱量(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)の表示が義務化された。

※食品表示法(平成25年法律第70号)

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため、平成27年4月に施行された法律。食品表示法では、これまで任意とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能性表示食品制度が新たに創設された。

(注16) BMIと肥満傾向児

BMIは、Body Mass Indexの略。「体重(キログラム)÷身長(メートル)÷身長(メートル)」で算出される体格指数で、肥満度を計るための国際的な指標。日本では、25以上を「肥満」としている。

肥満傾向児は、性別・年代別・身長別標準体重から求める肥満度が20%以上の者をいい肥満度＝(実測体重－身長別標準体重)÷身長別標準体重×100%で算出できる。

(注17) ナッジ理論

人々がより良い選択を自発的に行えるように、強制せずに行動を促す手法のこと。

(注18) みやぎ食の安全安心消費者モニター

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者を消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日頃の情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらうもの。

(注19) 食育ピクトグラム

食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラムを作成し、多くの人に使用していただくことを目的に農林水産省が作成したもの。普遍的に取り組むべき12項目をピクトグラムにしている。



(注20) 第3次みやぎ21健康プラン

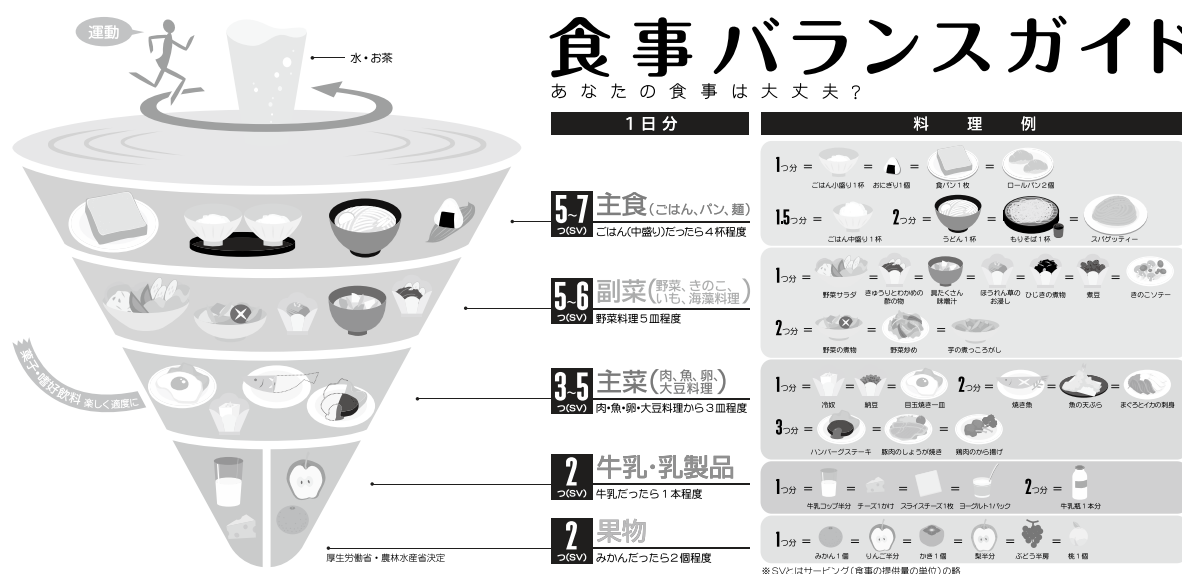
令和6年3月に策定した宮城県の健康増進計画。健康寿命の延伸、健康格差の縮小等を基本方針とし、生活習慣病発症予防と重症化予防に加え、健康を支え、守るための社会環境の質の向上等に取り組むこととしている。

(注21) ルルブル

子どもたちが、基本的な生活習慣を楽しく学ぶことを目的とした取組。「心身ともに健康的な生活を送るためにしっかり寝ル、きちんと食ベル、よく遊ブで健やかに伸びル」から「ルルブル」という言葉をキャッチフレーズとして活用している。

(注22) 食事バランスガイド

平成17年に「食生活指針」を具体的な行動に結び付けるものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したもの。望ましい食事の取り方やおよその量がわかりやすくイラストで表示されている。



(注23) 食生活指針

10項目から構成される食生活に関する基本的な指針。平成12年に当時の文部省、厚生省、農林水産省が国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

(注24) 3色食品群

赤(体をつくる)・黄(エネルギーのもとになる)・緑(からだの調子を整える)の3色に食品を分類し、栄養バランスを考えるための概念。小学校等の栄養教育で活用されており、3つの色をそろえた食事を食べることで、健康な体をつくるという指導がされている。

(注25) 共食

「共食」とは、誰かと一緒に食事をする事。誰かには、家族全員、家族の一部(親など)、友人、親戚などが含まれる。共食をすることで、規則正しい食生活やバランスのよい食事が実践しやすくなるという研究結果がある。

(注26) 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立して生活できる期間のこと。

(注27) ローリングストック

備蓄食料等を日常的に消費し、その分を買い足すことを繰り返し、常時新しい食料等を備蓄すること。

(注28) みやぎ食育応援団

地域における食育の推進を図るため、食育に取り組む個人や団体・企業が連携・協力し、県民運動として食育に取り組むもので、みやぎ食育コーディネーター（注12）のほか、学識経験者等からなるみやぎ食育アドバイザー、食育に取り組む団体・企業が登録されている。

(注29) 宮城県食育推進会議

食育関係団体の代表や有識者等20人以内の委員で構成され、宮城県食育推進計画の作成やその推進のため、条例により設置している県の附属機関。

(注30) 食生活改善推進員（ヘルスメイト）

昭和30年頃以降「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに生涯における食を通した健康づくり活動を地域において推進しているボランティア組織の団体であり、全国で約9万人が活動している。

宮城県食生活改善推進員協議会は、全国初の県組織として昭和35年に設立された。

(注31) 孤食（こしょく）

家族と暮らしている環境下において、一人で食事をする事。

(注32) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画（第3期）

宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、本県の歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画として策定しているもの。歯科口腔保健推進の方策の一つとして、「食育を通した歯と口腔の健康づくり」を推進している。

(注33) みやぎの学ぶ土台づくり

幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期と捉え、幼児教育を推進していくための指針として策定したもの。

(注34) 子育てサポーター

子どもの生活習慣やしつけに悩む親や保護者を地域ぐるみで応援できるよう、地域において子育てや家庭教育、しつけ等について気軽に相談に応じたり、アドバイスを行ったりするボランティアで、県や市町村が主催する養成講座や研修会を修了した方をいう。

参考資料

食育基本法(平成17年法律第63号)

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、働き方が多様化し、世帯構成が変化する等社会経済情勢がめまぐるしく変化し、消費者と生産者との関係が希薄化するとともに、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、まだ食べることができる食品の廃棄などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保や良質な食料の安定的な確保の面からも、自ら「食」の在り方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人から育まれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生と交流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関する体験活動等を通じて自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育みつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全で充実した食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、職場、地域等を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、国民運動として、食育の推進に自ら進んで取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。また、食育の推進に関する取組は、食育をより実効的なものとするため不断の努力を積み重ね、国民運動として、あまねく全国において、あらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体、国民、民間団体等の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目 的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むとともに、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することが緊要な課題となっていることに鑑み、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、農林漁業者をはじめとする食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ながら、その連携を図るとともに、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）その他の関係法律による施策と相まって、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が、年齢等にかかわらず、家庭、学校、保育所、職場、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め、これを食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育むことを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況並びに食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにするとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、食育の推進に関する施策が円滑かつ確実に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、教育等（教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。次条第一項において同じ。）、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しながら、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育等に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第十三条の二 国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、第二項第二号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする。

6 第三項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（都道府県及び市町村に対する情報の提供等）

第十八条の二 国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室、農林漁業に関する体験の場その他の食についての望ましい習慣等を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭その他の食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の

推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。）及び教育の一環として行われる食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする。

（成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進）

第二十条の二 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進）

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図り、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動について、ボランティアをはじめとするこれらの活動に携わる者が果たしている役割の重要性に鑑み、これらの者との連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条に定める消費者の役割を踏まえ、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の

生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に必要な体制の充実のための人材の育成等)

第二十五条の二 国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組 織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会 長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委 員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十七年九月十一日法律第六十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

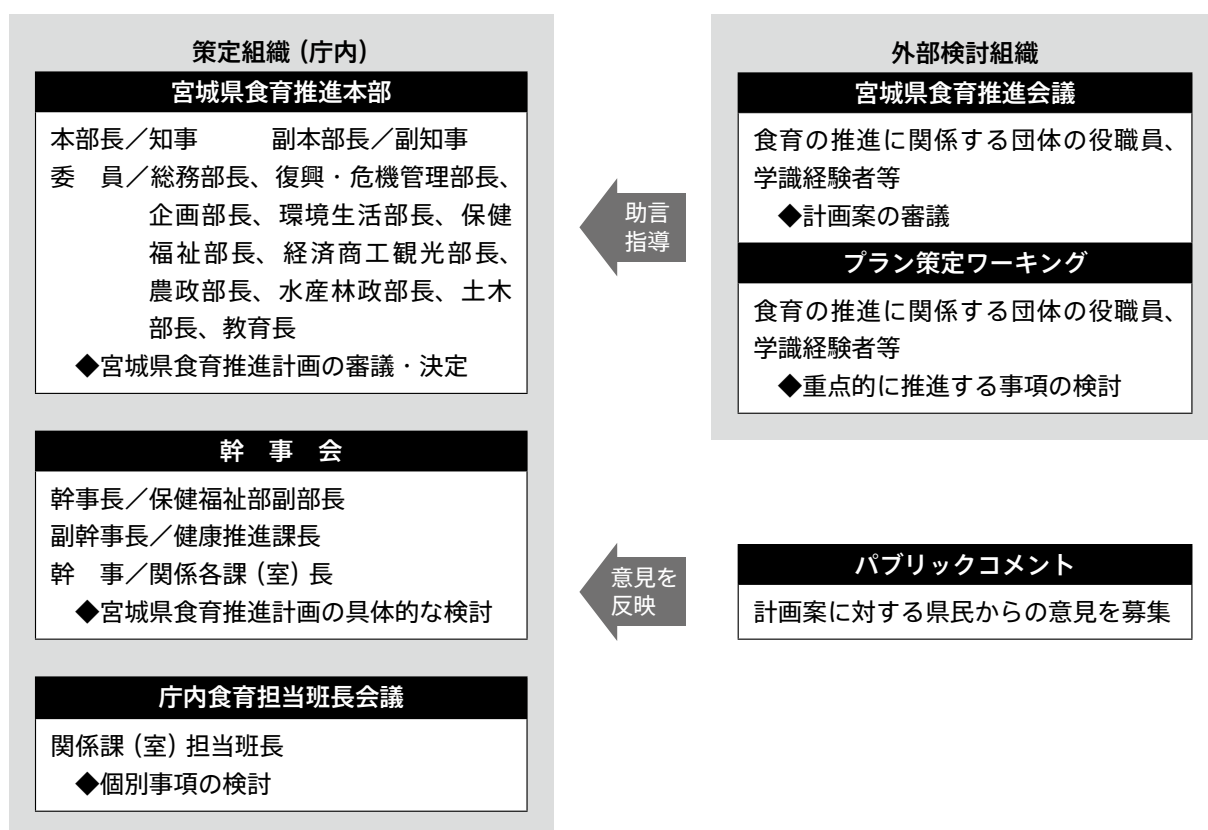
(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和八年五月二十七日法律第二十四号)

この法律は、公布の日から施行する。

宮城県食育推進計画策定体制



計画策定の経過

年 月 日	経 過	備 考
令和7年8月26日	第1回庁内食育担当班長会議	第4期宮城県食育推進プラン評価 第5期宮城県食育推進プラン策定方針
令和7年9月5日	第1回第5期宮城県食育推進プラン策定ワーキング	次期食育推進プランの重点的な推進事項 （子どもや若い世代の食育、健康的 で持続可能な食環境イニシアチブ の推進）
令和7年10月7日	第2回第5期宮城県食育推進プラン策定ワーキング	
令和7年10月30日	第2回庁内食育担当班長会議	第5期宮城県食育推進プラン中間案
令和7年11月21日	第1回宮城県食育推進会議	第5期宮城県食育推進プラン中間案決定
令和7年12月18日～ 令和8年1月19日	パブリックコメント （県民からの意見募集）	第5期宮城県食育推進プラン中間案
令和8年2月3日	第2回宮城県食育推進会議	第5期宮城県食育推進プラン最終案決定
令和8年2月	宮城県食育推進本部幹事会	第5期宮城県食育推進プラン最終案
令和8年3月	宮城県食育推進本部会議	第5期宮城県食育推進プラン決定

宮城県食育推進会議委員名簿

(任期：R6.5.1～R8.4.30)

(五十音順、敬称略)

委員氏名	所属団体・役職等	備考
石 森 さと子	宮城県農業士会 指導農業士	
岩 淵 升 子	公募委員	
木 下 奈 々	一般社団法人宮城県保育協議会 副会長 (社会福祉法人富谷福祉会 アルシュ多賀城保育園園長)	
木 村 祐 二	株式会社エフエム仙台 取締役営業局長	
國 久 暁	みやぎ生活協同組合常勤理事 生活文化部・ふくしま管掌	
佐々木 裕 子	仙台白百合女子大学 教授	会 長
佐 藤 律 子	宮城県食生活改善推進員協議会 会長	
繁 泉 眞 理	宮城県小学校長会 (大和町立落合小学校校長)	
千 石 祐 子	公益社団法人宮城県栄養士会 会長	
高 田 修	公益社団法人宮城県医師会 理事	
高 橋 信 壮	仙台大学附属明成高等学校 教頭	副会長
丹 野 久美子	宮城学院女子大学 准教授	
堀 内 恵理子	宮城県中学校長会 (岩沼市立岩沼北中学校校長)	
森 拓 也	一般社団法人宮城県歯科医師会 地域保健部会	
山 田 峻 輔	宮城県栄養士設置市町村連絡協議会 会長	

第5期宮城県食育推進プラン策定ワーキング構成員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所属団体・役職等	備考
安孫子 賢太郎	理研ビタミン株式会社 仙台支店長	
柴 崎 系	みやぎ生活協同組合 生活文化部長	
丹 野 久美子	宮城学院女子大学 准教授	座 長
水 口 亜希子	教育庁保健体育安全課学校保健給食班 主幹 (指導主事)	
盛 朋 子	株式会社宮城テレビ放送 事業開発局担当局長	
門 馬 美 幸	宮城県栄養士設置市町村連絡協議会 副会長	

食育推進会議条例

平成十八年三月二十三日
宮城県条例第三十一号

(設置)

第一条 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第三十二条第一項の規定に基づき、宮城県食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織等)

第二条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- 三 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

第5期宮城県食育推進プラン

発行 令和8年8月

宮城県保健福祉部健康推進課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL : 022-211-2637 FAX : 022-211-2697

E-mail : kensui-s@pref.miyagi.lg.jp

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/site/shokuiku/>



© 宮城県・旭プロダクション